

官報 号外

平成十六年三月十八日

○第一百五十九回

衆議院会議録 第十六号

平成十六年三月十八日(木曜日)

議事日程 第九号

午後 時開議

平成十六年三月十八日

第一 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案(内閣提出)

第三 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案(内閣提出)

第四 関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 植物防疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

総合法律支援法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○本日の会議に付した案件

小沢一郎君の故議員池田行彦君に対する追悼演説

日程第一 新東京国際空港周辺整備のための国

の財政上の特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第二 東京国際空港における緊急整備事業

の円滑な推進に関する特別措置法案(内閣提

出)

日程第三 国際航海船舶及び国際港湾施設の保

安の確保等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外

公館に勤務する外務公務員の給与に関する法

律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 植物防疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 義務教育費国庫負担法及び公立養護

学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

総合法律支援法案(内閣提出)の趣旨説明及び質

疑

○議長(河野洋平君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第七十五番、東海選挙区選出議員、津川祥吾君。

(津川祥吾君起立、拍手)

朗読いたします。

○議員池田行彦君 御報告することがあります。議員池田行彦君は、去る一月二十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。池田行彦君に対する弔詞は、議長において去る二月二十五日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議長、国家基本政策委員長の要職につき、またしばしば國務大臣の重任にあたられた議員正三位旭日大綬章、池田行彦君の長逝を哀悼し、つとしんで弔詞をささげます。

○議員池田行彦君に対する追悼演説

〔小沢一郎君登壇〕

○議長(河野洋平君) この際、弔意を表したたとおり、小沢一郎君から発言を求められております。これを許します。小沢一郎君。

〔小沢一郎君登壇〕

○小沢一郎君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員池田行彦さんは、去る一月二十八日、六十六歳で逝去されました。政界の重鎮として、ますますの御活躍が期待された矢先、いかに天命とは申せ、貴方を失いましたことは、痛恨の極みであります。ましてや、紀子夫人をはじめ御家族皆様の御心情は、いかばかりかと存

じ、お慰め申し上げる術もありません。ここに、私は、皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べます。

(拍手)

私は、貴方の訃報を知り、深い悲しみと共に真つ先に思い出したことは、平成二年十月、私が幹事長、貴方が副幹事長として北朝鮮と一緒に訪問したことであります。当時、第十八富士山丸が北朝鮮側に拿捕され、紅粉船長と機関長の二人が人質として抑留されておりました。私は、二人の釈放を求める交渉を、池田さんに全面、お任せしたのであります。

交渉は夜を徹して行われ、北朝鮮側は、紅粉船長らをスパイ行為などをした犯人だとし、「犯罪を犯し北朝鮮の法を破った」、「日本側代表団が謝意文」に明記しなければ、「引き渡さない」と、強い態度で迫ってきました。

貴方は、「眞実でないことを書面にすることは、紅粉船長らの名譽を傷つけるだけではなく、日本国との主権が侵されることになる」と反論し、「不条理な主張を続けるなら、これ以上の交渉は応じられない」と突つ撲ねました。この毅然とした態度に北朝鮮側は驚き、それまでの態度を一変させて数時間後には「一人の釈放に応じ、我々は、紅粉船長と栗浦機関長を連れ戻すことに成功したのであります。この時に示された先生の、日本国を代表する政治家としての、毅然たる姿勢と見識を改めて今思いおこしております。(拍手)

貴方は、昭和十二年五月、神戸市にお生まれになりましたとき父上、栗根信行氏を病氣で失い、その後、教師となられた母上、アサヨ様の厳しい躰の下で育てられました。一家は父上の実家、広島市中島本町に住んでいらっしゃいましたが、原爆投下の日には、母上の赴任先にて被爆を免れました。広島での生活は、社会状況も混沌とし、決して楽なものではありませんでしたが、お母様は、実家からの援助を断り、教師をされながら寝食を忘れて、女手一つで三兄弟を立派に育

てられました。

少年期を広島で過ごされた貴方は、勉強はもとより、小学校六年生の時には、被爆者用住宅建設現場で、材木や石を運ぶなどボランティア活動に汗を流し、社会活動の大切さを体験されました。このような体験が、その後の思想形成に大きな影響を与えたであろうことは、想像するに難くありません。

中学二年生のとき、「これらの時代を生き抜いていくために最も大切なものは、教育である」との母上のお考えにより、一家は上京され、池田さんは都立日比谷高校を経て東京大学法学部で学ばれました。

昭和三十六年、大蔵省に入省。時あたかも、後に岳父となる池田勇人首相が、所得倍増計画を打ち出し、これまでにない意欲的な経済政策を展開していたのであります。

昭和三十九年、外務省に出向、ニューヨーク総領事館勤務となり、三年後、池田元首相の次女紀子さんと現地で、お見合いをなさいました。翌年五月、大蔵省に戻り、同四十四年五月に御結婚。これを機に池田姓を名乗ることになり、行彦さんは池田元首相の後継者として、将来を期待されることになったのであります。

大蔵省にあつて貴方は、めきめき頭角を現わし、広島国税局課長から大平正芳大蔵大臣秘書官に抜擢されました。

この時、既に、オイルショックに苦しむ広島の現状をつぶさに見ていたこともあつて、日本の新たな路線作りの必要性を強く感じ、その具体化のため、政治家になるという決心を固めていたのであります。

昭和五十年五月、大蔵省を退官。郷里広島に帰り、翌年十二月、任期満了を受けた第三十四回総選舉に広島二区から勇躍、立候補されました。定員四名のところ、有力候補者七人が挑む全国でもまれに見る激戦区であり、熾烈な選挙戦が繰り広げられたのであります。貴方は、「公正で豊かな社会」「清潔で力強い政治」などを懸命に訴えました。

本院に議席を得られてからは、予算、大蔵、外務、安保等の各委員会の委員、理事として、金融財政や安全保障問題をはじめ、各般にわたる国政審議に、卓越した見識と優れた行動力を發揮されました。昭和六十一年七月には、大蔵委員長に就任しました。昭和十四年一月には、国家基本政策委員長に就任され、終始、毅然として公平かつ円満な委員会運営に努められ、その職責を全うされたのであります。

内閣にありましては、昭和五十六年十一月、当選三回にして鈴木内閣の官房副長官に就任され、行政改革の推進等の問題山積の中、八面六臂の御活躍をされました。

平成元年六月、宇野内閣の総務府長官として初入閣を果たし、翌年十二月の海部内閣では、防衛府長官に就任されました。

その後、平成八年一月から翌年九月までは、橋本内閣の外務大臣を二期連続で務められ、日米防衛協力のためのガイドラインの見直し作業においては、日本側取り纏めの中心としてリーダーシップをとられました。

更に、在職中に勃発したベル一大使公邸占拠事件では、直ちに現地に飛んで、人質解放のため陣頭指揮に立ちました。このことは、今も記憶に新しいところであります。

党にありましては、平成十年七月には、政務調査会長に、翌年十月には、総務会長という要職を歴任され、党内屈指の政策通としての手腕を遺憾なく発揮されました。

かくして、本院議員として連続当選十回、在職二十七年三月の長きに及び、平成十三年十月には永年在職議員として院議をもつて、栄誉ある表彰を受けられました。

世論迎合の政治を嫌い、政策の立案と実行に自己責任ありと論じた貴方は、今や、この議場にはおりません。

国内外に新たな試練を迎えるようとしている今日、志高く、卓抜した見識と國際感覚を備えた、比類なき政治家池田行彦を失いましたことは、國家、国民にとりましても大きな損失であり、惜しまれています。貴方は、「公正で豊かな社会」「清潔で力強い政治」などを懸命に訴えました。

この間、国政に残された功績はまことに偉大なものがあります。

池田さん、貴方との楽しい想い出の一つに、平成二年七月、それぞれ夫婦を伴つたヨーロッパ訪問があります。ベルリンの壁が崩れた直後を視察するなど、米ソ冷戦の終幕を見届けると共に、お互いに、新しい日本の政治理念と政策を創り上げようという気持ちを共有した旅行でもあります。この時の池田御夫妻の仲睦ましさは、強く私の印象に残っています。その事を思うにつけても、紀子夫人はじめ、御家族皆様のお悲しみは計り知れないものであろうと、心からお察し申し上げます。

貴方とは志を同じくするところが多かつたことから、私が自民党を離党した後も、酒を酌み交わしては、日本の行く末について率直に語り合つたことが、昨日のことのように、鮮明に甦つて参ります。

池田さん、貴方は「斗酒なお辞せず」という酒豪でもありました。これからは存分に、天上で池田総理と心行くまで酌み交わしてください。

仕事も、また、人ととの付き合いも、誠心誠意、真正面から真心をもつて取り組む貴方と、苦労をともにしたことは懐かしい想い出となつております。

「岳父は岳父、私は私」と語りつつも、偉大な保守本流の政治家池田勇人をしつかり学び、「言うべきときは、きちんと言い」、「やるべきときには、だまつてやる」、これが貴方の信条であります。

世論迎合の政治を嫌い、政策の立案と実行に自己責任ありと論じた貴方は、今や、この議場にはおりません。

○佐田玄一郎君登壇

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐田玄一郎君登壇〕

○佐田玄一郎君登壇

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 日程第一、新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐田玄一郎君。

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 日程第一、新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐田玄一郎君。

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

した。

日程第二 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第三 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案、日程第三、國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤羽一嘉君。

(号外) 報官

〔赤羽一嘉君登壇〕
東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案及び同報告書
国際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○赤羽一嘉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、東京国際空港における近年の航空機の発着回数の急激な増加等にいかに対応するかが喫緊の課題となつてゐる現在の状況にかんがみ、同空港における滑走路等の新設に係る緊急整備事業の円滑な推進を図るために、地方公共団体が国の空港整備特別会計に対し、同事業に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができるなどの特別措置を定めようとするものであります。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。
まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案外一案

本号末尾に掲載

〔本号末尾に掲載〕

〔赤羽一嘉君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

では、問います。この本会議の場において、その具体的な方策をお述べください。（拍手）

また、同様に、先月二月二十七日の厚生労働委員会において、厚生労働省としての対応を聞いたしました。その際、坂口大臣より、心を入れかえて頑張るとの答弁をいただきました。この問題は、厚生労働省みずからが責任を持つて頑張るべき問題です。

では、問います。法的支援を必要としている高齢者や障害者に対して、どういった具体的な方策をもつて支援していくのか。心を入れかえて頑張るところまでおっしゃった大臣でしようから、前向きな答弁をぜひよろしくお願ひいたします。（拍手）

冒頭にも申しました、本当に困っている方、悩んでいる方、そんな方が全国にたくさんおられます。そんな方々に手を差し伸べる、それは国の責任、政治家の責任です。そういう方々の顔を思ふとまでおっしゃった大臣でしようから、前向きに浮かべながら、各大臣、お答えください。

○司法ネットの拡充に、いわゆる反対勢力はいません。要は、やる気次第です。司法ネットにかける熱意と意気込みが伝わってくるような熱い答弁を期待して、私の質問を終わります。（拍手）

（國務大臣野沢太三君登壇）

○國務大臣（野沢太三君） 泉議員にお答えを申し上げます。

熱意あふる御質問、どうもありがとうございます。日本司法支援センターの事務所などについてお尋ねがありました。

日本司法支援センターの地方事務所についても、民事法律扶助や国選弁護人の選任確保に関する業務を担当すること等に照らすと、少なくとも全国の地方裁判所本庁所在地五十カ所に事務所を設置する必要があると考えております。

これに加えて、支援センターの業務内容に照らし、いわゆる司法過疎地域などにも事務所を設置することが考えられますが、その設置地域や設置

数については、当該地域における法律サービスへの需要の動向等を見きわめつつ、決められることになると考えております。

また、このような事務所設置などに伴って、相当数の常勤弁護士の確保が必要となると考えております。具体的には、事件数やいわゆる司法過疎地域における法律サービス需要の動向等を見きわめるとともに、常勤弁護士としての採用希望者の動向の把握に努めまして、業務の効率的かつ効率的な実行のために必要な人数が確保されることになります。

次に、日本司法支援センターの相談窓口の開設などについてお尋ねがありました。

支援センターにおいては、民事法律扶助事業としての法律相談を行うほか、司法過疎地域等において法律相談等を行うこととしております。このほか、支援センターにおいては、法的紛争を抱えた方々の個別の相談を受け付け、その内容に応じて、その解決に資する具体的な情報を提供して、紛争解決への道案内を行うこととしております。

このような相談窓口の開設方法、開設場所、業務時間等、業務の実施の具体的なあり方については、サービスに対する需要の動向、利用者の利便性、業務運営の効率性等を考慮して検討されるものと考えております。

また、総合法律支援の実施に当たっては、地方公共団体の果たす役割も重要であり、支援センターが業務を行う上では、法律相談を実施する地方公共団体と適切な連携協力を図る必要があると考えております。

次に、いわゆる司法ネット構想に関する予算措置などについてお尋ねがありました。

いわゆる司法ネット構想は、司法を国民により身近なものとするため、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるよう総合的な法律支援の体制を整備しようとするものであ

り、極めて重要な意義を有するものであります。その趣旨に沿つた対応が適切になされることは、契約弁護士の職務の独立性を法律に明記するなど、十分な措置を講じているところであります。

そして、その運営主体となる日本司法支援センターは、これまで法務省において予算を確保しております。具体的には、事件数やいわゆる司法過疎地域における法律サービス需要の動向等を見きわめた民事法律扶助事業関係の業務に加え、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務、国選弁護人の選任に関する業務、いわゆる司法過疎地域における法律事務に関する業務、犯罪被害者の支援に関する業務等、幅広い業務を担当することを予定しております。

法務省といたしましては、これらの業務を効率的かつ効率的に処理するため必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えており、今後、運営上の詳細とあわせ、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、公的刑事弁護についてお尋ねがあります。被疑者に対する公的刑事弁護についてお尋ねがありま

た。

被疑者に対する国選弁護制度の導入については、関係機関における事務の実情や弁護士の対応能力など制度の運営にかかる諸条件を踏まえ、全国において迅速かつ確実に弁護人を選任できる制度のあり方について検討を行つてまいりました。

その結果、刑事訴訟法等の一部を改正する法律

案において、死刑または無期もしくは短期一年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪の事件について、勾留段階から選任を行うこととし、改正法施行後、三年程度を経過した後は、対象事件の範囲を死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮に当たる罪の事件に拡大することとしたものであります。

また、国選弁護人の報酬については、総合法律支援法案により日本司法支援センターが適正な算定基準等を定めて支払うことになります。

さらに、弁護活動の独立性につきましては、弁護士の職務の特性に常に配慮しなければならない

ことや、被疑者が弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保し、また充実し、かつ、迅速な刑事裁判の実現を可能にするため、公的弁護制度の整備とその適切な運営の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、犯罪被害者支援についてお尋ねがあります。

被疑者、被告人が弁護人の援助を受ける権利を侵害するなど、十分な措置を講じているところであります。

被疑者、被告人が弁護人の援助を受ける権利を侵害するなど、十分な措置を講じているところであります。

官 報 (号 外)

御指摘の分野についても、支援センターにおいて、それぞれの関係機関、団体との適切な連携の確保、強化を図るとともに、情報の収集、整理を行い、そうした被害に遭われた方々からの相談を受け付け、その分野に精通した弁護士に関する情報をも含め、個別の案件に応じた関係機関やそのサービスに関する情報の提供がなされるなど、大切な対応が行われる必要があると考えております。

との制度の趣旨に沿つた対応が適切になされる
必要がござります。

その予算措置につきましては、厳しい財政事情を勘案しつつ、関係省庁における検討状況も踏まえまして、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長（河野洋平君） 漆原良夫君。
〔漆原良夫君登壇〕

機動的できめ細やかな司法ネットを構築し、全国だれでも、どこでも利用できる、身近で頼りになれる司法を実現しなければならないと考えております。そこで、以下、大臣に質問させていただきま

次に、総合法律支援構想の中における成年後見制度の位置づけについてお尋ねがありました。

総合法律支援構想の中核となる日本司法支援センターの窓口においては、主要な業務の一つとして、相談の受け付け、情報提供、関係機関等への振り分けなどをを行うこととしております。

御指摘の成年後見制度についても、民間におけるものも含めて、関係する機関、田本と箇切に連

携しつつ、支援センターの窓口において相談を受け、一般的な、あるいは個別の案件に応じた適切な情報の提供がなされる必要があるものと考えております。

以上でございます。（拍手）

〔國務大臣谷垣禎一君登壇〕

○國務大臣（谷垣禎一君）　泉議員にお答えいたし
ます。

私に対しましては、司法改革の重要性、それから司法ネット拡充の必要性についてのお尋ねで

あつたと存じます。

私も、司法改革の重要性については十分認識し

ているつもりでございます。

司法ネットにつきましては、あまねく全国におい

いて、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指

現在、介護保険制度の見直しに向けて審議会等で議論を進めているところでございますが、介護・福祉分野と司法分野との連携の観点から、後見制度のさらなる普及、定着のための方策を含め、さらに前進させるため、検討を進めてまいりたいと思います。(拍手)

社会の複雑多様化などに伴い、法的解決を必要とする紛争が増加しております。しかし、その一方で、私たちは今、規制改革を進め、日本の社会を事前規制型社会から事後チエック・救済型社会へと大きく転換しようとしているわけでござります。

私は、今こそ、国民の利益を保護するために、

伺いします。
弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命として、その活動については政府の監督を受けないという仕組みになつております。センターに所属する弁護士の職務の独立性の確保について、どのような措置が講じられておるのか、お尋ねします。

(号)外報官

センターの事業の中には、民事法律扶助及び公的刑事弁護も含まれております。国民に最も身近で、しかも国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するこの司法ネットの構想も、予算の裏づけがなければ絵にかいたものになってしまいます。

そこで、法務大臣に、必要な財政上の措置は十分に講ずるとの断固たる決意をお伺いいたしましたて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣野沢太三君登壇〕

○國務大臣(野沢太三君) 漆原議員にお答えを申し上げます。

まず、総合法律支援構想による司法過疎地域の解消への取り組みなどについてお尋ねがありました。

日本司法支援センターは、民事法律扶助及び公的刑事弁護という全国的に均質な遂行が求められる業務を行うことから、各地に拠点となる事務所を配置する必要があります。

これに加えて、離島におけるものも含めて司法過疎の問題を解消することは、国民に身近な司法を実現する上で重要な課題であり、これまで日本弁護士連合会の公設事務所などの取り組みがなされてきたところであります。

支援センターの事務所配置等に当たっては、各地のニーズや地理的条件などの地域の実情に十分配慮しながら、司法過疎地域の解消に向けて適切かつ効果的な対策が検討されることになります。

次に、日本弁護士連合会や地方公共団体などの取り組みと日本司法支援センターの活動との関係についてお尋ねがありました。

まあねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる社会を

実現する上で、日本弁護士連合会その他の民間組織や地方公共団体の役割は重要であり、支援センターは、これらの組織、団体の取り組みを尊重しつつ、これを補完していくべきものであると考えています。

支援センターが設けられることによって、これらの組織、団体の取り組みについてその意欲を失わせることがあつてはならないと考えております。したがいまして、総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、支援センターと既にさまざまな取り組みを行つてある各組織、団体との間の適切な連携協力を保ちながら進められる必要があると考えております。

次に、支援センターに所属する弁護士の職務の独立性の確保についてお尋ねがありました。

弁護士の職責が個人の権利利益を擁護することにある点にかんがみれば、その職務の独立性を確保することは大変重要であると考えております。

そこで、本法案においては、弁護士の職務特性に常に配慮しなければならないものとした上で、支援センターとの間で契約をしている弁護士の職務の独立性を明記し、具体的な職務活動については支援センターの指揮命令を受けないことをしております。

また、有識者等により構成される審査委員会を設け、契約弁護士に対する契約解除等の措置に関する議決を経ることにしております。

次に、総合法律支援に必要な財政上の措置についてお尋ねがありました。

総合法律支援構想、いわゆる司法ネット構想の運営主体となる日本司法支援センターは、これまで法務省において予算を確保してきた民事法律扶助することを予定しております。

法務省といたしましては、これらの業務を効率的かつ効率的に処理するため必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えており、今後、運営上の詳細とあわせ、検討を重ねてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十分散会

○議長の報告

(報告書受領)

一、昨十七日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の報告書を受領した。

内閣總第三三号
平成十六年三月十七日

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表

選出議員選挙東海選挙区における欠員による練

上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

官 報 (号 外)

平成十六年三月十八日 衆議院会議録第十六号

議長の報告

(当選証書対照)

一、昨十七日、繰上補充により当選した次の議員
に対し、当選証書の対照を終わつた。

東海選挙区選出議員

津川 祥吾君

(応召議員)

一、昨十七日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

東 海

(議席変更)

津川 祥吾君

一、昨十七日、衆議院規則第十四条たゞし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六

細野 豪志君

中村 哲治君

永田 寿康君

水島 広子君

宇佐美 登君

松野 順久君

前田 雄吉君

佐藤 長妻君

鈴木 刚明君

牧 義夫君

松本 公治君

鈴木 康友君

今野 東君

中津川 博郷君

首藤 信彦君

奥村 樹崎君

木下 欣弥君

三井 辨雄君

石田 勝之君

都築 讓君

中川 正春君

平野 博文君

五十嵐文彦君

小宮山洋子君

生方 幸夫君

増子 輝彦君

小沢 銳仁君

河村たかし君

西村 真悟君

海江田万里君

金田 誠一君

武山百合子君

五島 正規君

土肥 隆一君

田中 慶秋君

佐々木秀典君

山岡 道彦君

鹿野 郁夫君

手塚 仁雄君

山花 道彦君

佐藤 一宏君

樋高 剛君

大谷 信盛君

中塚 一宏君

小林 憲司君

加藤 公一君

須藤 敦明君

大島 浩君

小泉 俊明君

松原 仁君

阿久津幸彦君

山内おさむ君

平岡 秀夫君

黄川田 徹君

大石 尚子君

古川 元久君

達増 拓也君

吉田 治君

渡辺 周君

川内 原口

河内 博史君

奥田 一博君

城島 正光君

牧野 聖修君

松崎 信隆君

山田 宗明君

鮫島 公昭君

筒井 聰君

荒井 延君

城島 延君

奥田 延君

原口 延君

河内 延君

奥田 延君

城島 延君

奥田 延君

原口 延君

河内 延君

奥田 延君

原口 延君

河内 延君

奥田 延君

河内 延君

奥田 延君

河内 延君

一、昨十七日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

(議席指定)

一、去る十六日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

川端 達夫君

伊藤 忠治君

藤井 裕久君

玉置 一弥君

横路 孝弘君

中井 治君

井上 和雄君

伴野 豊君

武正 公一君

米澤 隆君

山井 隆君

横路 孝弘君

伊藤 忠治君

藤井 裕久君

玉置 一弥君

横路 孝弘君

中井 治君

井上 和雄君

伴野 豊君

米澤 隆君

山井 隆君

横路 孝弘君

伊藤 忠治君

藤井 裕久君

玉置 一弥君

横路 孝弘君

伊藤 忠治君

藤井 裕久君

玉置 一弥君

横路 孝弘君

伊藤 忠治君

藤井 裕久君

玉置 一弥君

横路 孝弘君

伊藤 忠治君

藤井 裕久君

横路 孝弘君

伊藤 忠治君

藤井 裕久君

玉置 一弥君

横路 孝弘君

伊藤 忠治君

藤井 裕久君

官報(号外)

| | |
|---|---|
| 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号) 内閣委員会 付託 | 裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六二号) |
| 労働審判法案(内閣提出第六四号) | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内閣提出第六七号) |
| 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号) | 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号) |
| 以上五件 法務委員会 付託 | 日本学術會議法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号) 文部科学委員会 付託 |
| 森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号) 農林水産委員会 付託 | 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(城島正光君外四名提出、衆法第一〇号) |
| (議案送付) | 衆議院議員佐藤觀樹君提出所得税法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書 |
| 一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のことおりである。 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 (予備的調査要請書送付) | 平成十六年二月二十三日提出 質問 第二三号 |
| 一、去る十六日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。 「官製資格ビジネス」に関する予備的調査要請書(鈴木克昌君外四十名提出、平成十六年衆予調第一号) | プロードバンド環境下におけるコンテンツ流通の促進に資する著作権制度等のあり方に関する質問主意書 |
| 総務委員会 送付 | 提出者 島 聰 |
| 一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のことおりである。 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 (予備的調査要請書送付) | 一、プロードバンド環境下におけるコンテンツ流通の促進に資する著作権制度等のあり方に関する質問主意書 |
| 一、去る十六日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。 「官製資格ビジネス」に関する予備的調査要請書(鈴木克昌君外四十名提出、平成十六年衆予調第一号) | 二、既にウェブキャスティングやビデオオンデマンドといった新しいサービスが登場するなど、放送と通信の融合は、今後さらに進んでいくことが予想される。現行の著作権法第二条では公衆送信を放送、有線放送、自動公衆送信と区分しているが、現行の区分では新しいサービスを |
| で、プロードバンドインフラが利用できる環境が急速に整備されている。しかしながら、アメリカ合衆国などと比較して、インフラを活かした、魅力あるコンテンツが十分提供されているとは言いたい。日本において、今後さらにプロードバンドサービスを発展させ、この分野での国際的な競争力を向上させていくためには、コンテンツとインフラのバランスの取れた発展が欠かせない。 | 一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 高速道路の料金所に関する質問主意書(岩國哲人君提出) |
| 二、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等に関する質問主意書(平岡秀夫君提出) (答弁書受領) | 二、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等に関する質問主意書(岩國哲人君提出) |
| 三、本年二月六日に発表されたe-Japan戦略II加速化パッケージの中に「現在の著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けが異なっているが、これについて、コンテンツ利用におけるインターネットの重要性の増大に応じた見直しを検討する」との文言が盛り込まれている。一及び二に示したような分野におけるコンテンツ流通の環境整備が念頭にあるものと思われるが、具体的にどのような検討をされるお考えか。またこの分野において、政府が主体的に関与し、ルール整備をする余地はあるか。 | 三、本年二月六日に発表されたe-Japan戦略II加速化パッケージの中に「現在の著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けが異なっているが、これについて、コンテンツ利用におけるインターネットの重要性の増大に応じた見直しを検討する」との文言が盛り込まれている。一及び二に示したような分野におけるコンテンツ流通の環境整備が念頭にあるものと思われるが、具体的にどのような検討をされるお考えか。またこの分野において、政府が主体的に関与し、ルール整備をする余地はあるか。 |
| 四、コンテンツの流通促進のためには、流通事業者と製作事業者の間の公正な取引環境を整備し、製作業者が利潤が確実に還元される仕組みを作ることが不可欠である。現状において、放送事業者、コンテンツ製作事業者、権利者等と協力し、市場機能を備えた権利処理システムの開発を進めていると聞くが、各関係者の任意による対応だけでは、大手事業者や団体に有利になるなどの弊害があると考える。簡易な手続により迅速な処理が行える紛争処理機関を設置するなど、公平性を担保する制度を整備する必要があると考えるが、政府の考えはいかがか。 | 四、コンテンツの流通促進のためには、流通事業者と製作事業者の間の公正な取引環境を整備し、製作業者が利潤が確実に還元される仕組みを作ることが不可欠である。現状において、放送事業者、コンテンツ製作事業者、権利者等と協力し、市場機能を備えた権利処理システムの開発を進めていると聞くが、各関係者の任意による対応だけでは、大手事業者や団体に有利になるなどの弊害があると考える。簡易な手続により迅速な処理が行える紛争処理機関を設置するなど、公平性を担保する制度を整備する必要があると考えるが、政府の考えはいかがか。 |

内閣衆質一五九第二七号

平成十六年三月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員佐藤觀樹君提出所得税法等の一部を改正する法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤觀樹君提出所得税法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

一について

所得税(源泉徴収による所得税を除く)を納付する義務(以下「納税義務」という。)は、原則として、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十五条第二項第一号の規定により毎年の終了の時に成立し、また、その年分の納付すべき税額は、所得税法(昭和四十年法律第三十ニ号)第二十条の規定による確定所得申告の手続により確定する。損益通算については、この所得税の納税義務が成立し、納付すべき税額を確定する段階で法令が適用されるものであり、個々の譲渡等の段階で適用されるものではない。

このような損益通算の性格から、過去においても、一定の資産の譲渡損失等について、その年の四月一日施行の法律改正によってその年分以後の所得税について損益通算を認めないこととした例がある。

また、本件の損益通算を認めないこととする措置は、土地市場の活性化を図る観点から、土地、建物等を譲渡した場合の長期譲渡所得の税率

率の引下げ等と共に一体として講ずるものである。

以上を踏まえ、平成十六年一月一日以後の土地、建物等の譲渡について損益通算を認めないこととするものであり、御指摘の「不利益不適及の原則」や「法の安定的運用」との関係については、問題はないと考える。

二について

本件の損益通算を認めることとする措置は、土地本来の使用収益目的とは離れた土地の売却を防止し、土地市場における使用収益に応じた適切な価格形成の実現を図るものであり、この措置を土地、建物等の長期譲渡所得の税率の引下げ等と共に一体で早急に実施することが土地市場の活性化を図るために適かつ必要であることから、平成十六年一月一日以後の土地、建物等の譲渡について損益通算を認めないこととするものであり、その実施を遅らせることは適当でないと考える。

(答弁通知書受領)

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員城井崇君提出労災病院の再編、特に九州、門司、筑豊、大牟田労災病院の再編に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年四月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員城井崇君提出労災病院の再編、特に九州、門司、筑豊、大牟田労災病院の再編に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年四月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条並びに第二条第一項及び第二項第七号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第二条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律」を「成田国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)

三月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員島聰君提出個人情報の持ち出しへの取り締まりに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月三十一日を「平成二十一年三月三十一日」に、「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

第一部を次のように改める。

成田国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律

第一条並びに第二条第一項及び第二項第七号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

附則第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

内閣衆質一五九第二七号

平成十六年三月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員佐藤觀樹君提出所得税法等の一部を改正する法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤觀樹君提出所得税法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

一について

所得税(源泉徴収による所得税を除く)を納付する義務(以下「納税義務」という。)は、原則として、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十五条第二項第一号の規定により毎年の終了の時に成立し、また、その年分の納付すべき税額は、所得税法(昭和四十年法律第三十ニ号)第二十条の規定による確定所得申告の手続により確定する。損益通算については、この所得税の納税義務が成立し、納付すべき税額を確定する段階で法令が適用されるものであり、個々の譲渡等の段階で適用されるものではない。

このような損益通算の性格から、過去においても、一定の資産の譲渡損失等について、その年の四月一日施行の法律改正によってその年分以後の所得税について損益通算を認めないこととした例がある。

また、本件の損益通算を認めないこととする措置は、土地市場の活性化を図る観点から、土地、建物等を譲渡した場合の長期譲渡所得の税率

官 報 (号外)

を次のように改正する。

第六条第二項及び附則第五項中「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

理 由

新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長するとともに、新東京国際空港の名称が変更されることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成二十一年三月三十一日まで延長するとともに、新東京国際空港の名称が成田国際空港に変更されることに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

二 議案の可決理由

空港周辺地域整備計画に基づく整備事業のうち道路事業等は、法律の有効期限内に完了することができない見込みであることにかんがみ、

法律の有効期限を延長しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

当なものと認めたものと議決した。

平成十六年度から平成二十年度までの五年間で約十五億円の見込みである。

右報告する。

平成十六年三月十六日

総務委員長 佐田玄一郎

衆議院議長 河野洋平殿

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案

右

国会に提出する。

平成十六年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法

(趣旨)

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法

左

国会に提出する。

平成十六年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法

(趣旨)

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法

右

国会に提出する。

平成十六年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法

(趣旨)

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法

左

国会に提出する。

平成十六年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法

(定義)

東京国際空港における緊急整備事業とは、

滑走路、着陸帯、誘導路及び照明施設の新設の工事並びにこれらに附帯する工事に係る事業

で、国土交通大臣が航空輸送需要に対応するた

め緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したものという。

(資金の確保)

第三条 国は、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

(地方公共団体の無利子貸付け)

第四条 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、

国に対し、東京国際空港における緊急整備事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

第五条 國土交通大臣は、第一項の規定による資金の貸付けを受けようとするときは、毎年度、あらかじめ、当該年度の東京国際空港における緊急整備事業の内容及びこれに要する費用について、同項の地方公共団体と協議しなければならない。

第六条 第二項の規定による資金の貸付けを受けようとするときは、毎年度、あらかじめ、当該年度の東京国際空港における緊急整備事業の内容及びこれに要する費用について、同項の地方公共団体と協議しなければならない。

第七条 國土交通大臣は、必要があると認めるときは、東京国際空港における航空機の発着回数の増加等が喫緊の課題となつている状況にかんがみ、同空港における滑走路等の新設の工事等に係る緊急整備事業の円滑な推進を図るための必要な特別措置を定めようとするもので、その主要な内容は次のとおりである。

第八条 地方公共団体は、国の空港整備特別会計に

対し、緊急整備事業に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができるものとすること。

第九条 地方公共団体から意見を聽かなければならない。

第十条 國土交通大臣は、前項の規定により地方公共

団体から意見を聴いた場合において、必要があ

ると認めるときは、東京国際空港の供用の条件

に付する規則を講ずるものとする。

第十一条 國土交通大臣は、前項の規定により地方公共

団体から意見を聴いた場合において、必要があ

ると認めるときは、東京国際空港の供用の条件

に付する規則を講ずるものとする。

第十二条 國土交通大臣は、前項の規定により地方公共

団体から意見を聴いた場合において、必要があ

ると認めるときは、東京国際空港の供用の条件

に付する規則を講ずるものとする。

第十三条 國土交通大臣は、前項の規定により地方公共

団体から意見を聴いた場合において、必要があ

ると認めるときは、東京国際空港の供用の条件

東京国際空港における航空機の発着回数の大幅な増加及びこれによる国際航空運送事業に係る航空機の定期的な運航の確保が喫緊の課題となつてゐる状況にかんがみ、同空港における滑走路等の新設の工事等に係る事業の円滑な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

な增加及びこれによる国際航空運送事業に係る航空機の定期的な運航の確保が喫緊の課題となつてゐる状況にかんがみ、同空港における滑走路等の新設の工事等に係る事業の円滑な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新設の工事等に係る事業の円滑な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

めに必要な特別措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十六年度空港整備特別会計予算に、約百七億円が計上されている。

右報告する。

平成十六年三月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
国土交通委員長 赤羽 一嘉

(別紙)

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 緊急整備事業の円滑な推進を図るため、より一層のコスト削減と必要な資金の確保に努める

こととし、地方公団体の理解と協力を得つつ周辺地域との調和ある発展に努めること。

二 東京国際空港における飛行ルートの設定等について、航空機騒音等の影響を受ける関係地方公共団体と協議の上、その意見を十分に聴き、環境対策等に万全を期すること。

三 國際定期便の就航に当たっては、旅客の際内ターミナル間の移動の円滑化やバリアフリー化の推進等利用者の利便性及び快適性が確保できること。また、成田、関西等の国際空港における旅客の際内乗継ぎの時間を短縮するため、国内線のダイヤ設定等が適切に行われるよう努めること。

第四 利用者利便の一層の向上を図るため、新滑走路供用開始後においても、地方路線等航空ネットワークを充実・拡充するとともに、新規航空会社の参入・拡大に対して適切な条件整備を引き続き行うなど航空会社間の適正な自由競争を促進させるよう努めること。

五 航空機の運航の安全性の確保及びハイジャック・テロ等に対する保安対策に必要な措置を引き続き講じること。

第五章 雜則(第四十七条—第五十四条)
第六章 罰則(第五十五条—第六十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際航海船舶及び国際港湾施設についてその所有者等が講すべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、保

安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでない国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定めることにより当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの事項に関する国際約束の適確な実施を確保し、もつて人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際航海船舶」とは、国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海）をいう。以下同じ。）に従事する次に掲げる船舶をいう。

一 日本船舶（船舶法（明治三十一年法律第四十六号）第一條に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）であつて、旅客船（十三人以上の旅客を有するものをいう。以下同じ。）又は総トン数が五百トン以上の旅客船以外のもの（漁船法（昭和二十五年法律第七百七十八号）第二条第一項第一号に規定する漁船その他の國土交通省令で定める船舶を除く。）

第三章 国際港湾施設の保安の確保

第一節 国際航海日本船舶に関する措置（第

四条—第二十三条）

第二節 国際航海外国船舶に関する措置（第

二十四条—第二十七条）

第三章 国際港湾施設の保安の確保

第一節 国際埠頭施設に関する措置（第

八条—第三十五条）

第二節 国際水域施設に関する措置（第

六条—第四十三条）

第四章 国際航海船舶の入港に係る規制（第

十四条—第四十六条）

京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この号において「特定海域」という。）を含む。以下同じ。）にあり、又は本邦の港に入港（特定海域への入港を含む。以下同じ。）をしようとする船舶であつて、旅客船又は総トン数が五百トン以上の旅客船以外のもの（専ら漁業に従事する船舶その他の国土交通省令で定める船舶を除く。）。

（二）この法律において「国際港湾施設」とは、国際埠頭施設及び国際水域施設をいう。

（三）この法律において「国際埠頭施設」とは、国際航

海船舶の係留の用に供する岸壁その他の係留施設（当該係留施設に附帯して、当該係留施設に係留される国際航海船舶に係る貨物の積込み若しくは取卸しのための荷さばきの用に供する施設又は当該係留施設に係留される国際航海船舶に係る旅客の乗船若しくは下船の用に供する施設がある場合には、これらの施設を含む。）をいう。

（四）この法律において「国際水域施設」とは、国際航海船舶の停泊の用に供する泊地その他の水域施設をいう。

（五）この法律において「危害行為」とは、船舶又は港湾施設を損壊する行為、船舶又は港湾施設に不法に爆発物を持ち込む行為その他の船舶又は港湾施設に対して行われる行為であつて、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定めるものをいう。

（六）この法律において「国際海上運送保安指標」とは、次条の規定により、国際航海船舶及び国際

官 報 (号外)

港湾施設の保安の確保のために必要な措置の程度を示すものとして設定される指標をいう。

(国際海上運送保安指標の設定等)

第三条 國土交通大臣は、國土交通省令で定めるところにより、国際航海船舶及び国際港湾施設

について、次に掲げる事項を勘案して国際海上運送保安指標を設定し、公示しなければならない。

2 國際航海船舶又は国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の内容

2 國際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれのある地域

2 國際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれの程度

2 國際航海船舶又は国際港湾施設に対して行

2 國際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれがある地域

2 國際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれの程度

2 國際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれがある地域

2 國際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれの程度

2 國際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれの程度

| |
|---|
| 第五条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に、船舶警報通報装置(船舶に対する危害行為が発生した場合に、速やかにその旨を海上保安庁に伝達する機能を有する装置)を設置を適確に講じなければならない。 |
| 第六条 国際航海日本船舶の所有者は、國土交通省令で定めるところにより、船舶指標対応措置(当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その他の当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標(当該国際海上運送保安指標が変更されたときは、その変更後のもの。第二十九条第一項及び第三十七条において同じ。)に対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにるべき國土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければならない。 |
| 第七条 國土交通大臣は、独立行政法人海技大学校(以下「大学校」という。)に前項の講習の実施に定めるところにより、船舶保安管理者を選任しなければならない。 |
| 第八条 國際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員であつて、國土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習を修了したものの中から、國土交通省令で定めるところにより、船舶保安管理者を選任しなければならない。 |
| 第九条 國際航海日本船舶の所有者は、船長(船舶の乗組員について、船舶指標対応措置の実施を確保するために必要な操練(以下単に「操練」という。)を実施させなければならない。 |
| 第十条 國際航海日本船舶の所有者は、國土交通省令で定めるところにより、船舶保安記録簿を当該国際航海日本船舶内に備え付けなければならない。 |

| |
|--|
| 3 國際航海日本船舶の所有者は、第一項に規定する船舶保安管理者(以下「船舶保安管理者」という。)を選任したときは、遅滞なく、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。 |
| 4 前条第三項から第五項までの規定は、船舶保安管理者について準用する。 |
| 5 國際航海日本船舶の乗組員その他船内にある者は、船舶保安管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定を遵守し、又は第十一條に規定する船舶保安規程に定められた事項の適確な実施を確保するためにする指示に従わなければならぬ。 |
| 6 國際航海日本船舶の所有者は、當該船舶保安統括者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、國土交通省令で定めるもののか、船舶保安統括者の業務の範囲は、國土交通省令で定める。 |
| 7 國際航海日本船舶の所有者は、當該船舶保安統括者(船舶保安管理者)の解任を命ずることができる。 |
| 8 國際航海日本船舶の所有者は、當該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員であつて、國土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習を修了したものの中から、國土交通省令で定めるところにより、船舶保安管理者を選任しなければならない。 |
| 9 國際航海日本船舶の所有者は、當該船舶保安統括者(船舶保安管理者)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、國土交通省令で定めるところにより、當該国際航海日本船舶の乗組員について、船舶指標対応措置の実施を確保するために必要な操練(以下単に「操練」という。)を実施させなければならない。 |
| 10 國際航海日本船舶の所有者は、國土交通省令で定めるところにより、船舶保安記録簿を当該国際航海日本船舶内に備え付けなければならない。 |

交通省令で定める事由があつたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する船舶保安記録簿（以下「船舶保安記録簿」という。）への記載を行わなければならぬ。

3 国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、船舶保安記録簿の様式その他船舶保安記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（船舶保安規程）

第十一條 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程（当該国際

航海日本船舶に係る船舶保安規程（当該国際航海日本船舶に係る船舶警報装置等の設置に関する事項、船舶指標対応措置の実施に関する事項、船舶保安統括者の選任に関する事項、船舶保安規程の承認を受けることに関する事項、船舶保安管理者の選任に関する事項、操練の実施に関する事項及び船舶保安記録簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。

2 国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。

3 国際航海日本船舶の船舶保安管理者は、船舶保安規程に周知させなければならない。

4 船舶保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更（操

練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。

5 船舶保安規程の承認の申請書には、国際航海

日本船舶の所有者が作成した船舶保安評価書（当該国際航海日本船舶について、その構造、設備等を勘査して、当該国際航海日本船舶に対して危害行為が行われた場合に当該国際航海日本船舶の保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について国土

交通省令で定めるところによりあらかじめ評価を行つた結果を記載した書面をいう。以下同じ。）を添しなければならない。

6 國土交通大臣は、船舶保安規程が当該国際航海日本船舶の保安の確保のために十分でないと認めるときは、第四項の承認をしてはならない。

（船舶保安証書）

第十三條 國土交通大臣は、前条の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安証書を交付しなければならない。

一 当該国際航海日本船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報装置等が同条第一項の規定により設置されていること。

二 第六条の規定により船舶指標対応措置が実施されていること。

三 第七条第一項の規定により船舶保安統括者が選任されていること。

四 第八条第一項の規定により船舶保安管理者が選任されていること。

五 第九条第一項の規定により操練が実施されていること。

六 当該国際航海日本船舶内に、第十条第一項の規定により船舶保安記録簿が備え付けられていること。

七 当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けた船舶保安規程が同条第一項

の実施に際しての関係者との連絡及び調整の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適切な実施について国土交通大臣の行う定期検査を受けること。

八 前各号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程に定められた事項が適確に実施されていること。

2 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあっては、日本の領事官が行う。

4 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する必要な事項は、政令で定める。

5 第二項の規定にかかわらず、国際航海日本船舶の所有者の変更があつたときは、当該国際航海日本船舶に交付された船舶保安証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。

6 第二項の規定にかかるらず、第二十条第二項に規定する国際航海日本船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該国際航海日本船舶に交付された船舶保安証書の有効期間は、その抹消の日に満了したものとみなす。

7 國土交通大臣は、船舶保安証書を交付する場合には、当該国際航海日本船舶の航行する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを当該船舶保安証書に記載することができる。

8 船舶保安証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他の船舶保安証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

官 報 (号 外)

項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しが国土交通省令で定めるところにより備え置かれていない場合 同項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しを国土交通省令で定めるところにより備え置くこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程の写しに定められた事項が適確に実施されない場合 当該事項を適確に実施すること。

4 國土交通大臣は、前二項、第七条第四項(第八条第四項において準用する場合を含む。)又は第十一条第八項の規定による命令を発したにもかかわらず当該国際航海日本船舶の所有者がその命令に従わない場合において、当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにこれら規定に規定する措置を確実にとらせることが必要と認めるとときは、当該国際航海日本船舶の所有者は船長に対し、当該国際航海日本船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

5 國土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために同項に規定する規定に係る措置を確実にとらせることが緊急に必要と認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行なうことができる。

2 國土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、国際航海日本船舶又は国際航海日本船舶の所有者の事務所に立ち入り、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうかについて船舶警報通報装置等その他の物件を検査させ、又は当該国際航海日本船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二節 国際航海外国船舶に関する措置

(国際航海外国船舶の保安の確保のために必要な措置)

第二十四条 国際航海船舶のうち第二条第一項第二号に掲げる船舶(以下「国際航海外国船舶」という。)の所有者は、当該国際航海外国船舶に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次に掲げるところにより、当該国際航海外国船舶の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。

一 当該国際航海外国船舶に、第五条第二項の規定による命令に従つて必要な措置が適確に講じられたと認めるときは、直ちに、その処分を

項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しが国土交通省令で定めるところにより備え置かれていない場合 同項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しを国土交通省令で定めるところにより備え置くこと。

取り消さなければならない。(報告の徵取等)

第二十三条 國土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、國土交通省令で定め措置に相当する措置を実施すること。

三 当該国際航海外国船舶の乗組員以外の者の中から、船舶保安統括者に相当する者を選任すること。

四 当該国際航海外国船舶の乗組員であつて、第八条第一項の講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有するものとして國土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、船舶保安管理者に相当する者を選任すること。

五 当該国際航海外国船舶の船長に、当該国際航海外国船舶の乗組員について、操練に相当するものを実施させること。

六 当該国際航海外国船舶内に、船舶保安記録簿に相当する記録簿を備え付けること。

七 当該国際航海外国船舶内に、船舶保安規程に相当する規程を備え置くこと。

八 前各号に掲げるもののほか、前号の規程に定められた事項を適確に実施すること。

(改善命令等)

第二十五条 國土交通大臣は、国際航海外国船舶について前条各号に掲げるところにより保安の確保のために必要な措置が適確に講じられていないと認めるときは、当該国際航海外国船舶の船長に対し、前条各号(第三号を除く。)に掲げたる措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第二十二条第三項から第五項までの規定は、国際航海外国船舶について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項、第七条第四

項(第八条第四項において準用する場合を含む。)又は第十一条第八項」とあり、同条第五項中「第一項若しくは第二項、第七条第四項(第八条第四項において準用する場合を含む。)又は第十一条第八項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「所有者が」とあるのは「船長が」と、「これら」とあるのは「同項」と、「所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「前項」とあり、同条第五項中「第三項」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第二十二条第三項」と読み替えるものとする。

(条約締約国の船舶に対する証書の交付)

第二十六条 國土交通大臣は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「条約」という。)の締約国である外国(以下「条約締約国」という。)の政府から当該条約締約国の船舶(旅客船その他の国土交通省令で定める船舶に限る。以下この条において同じ。)について船舶保安証書に相当する証書を交付することの要請があった場合には、当該船舶に係る船舶警報通報装置等に相当する装置の設置、船舶指標対応措置に相当する措置の実施、船舶保安統括者に相当する者の選任、船舶保安管理者に相当する者の選任、操練に相当するものの実施、船舶保安記録簿に相当する記録簿の備付け並びに船舶保安規程に相当する規程の備置き及びその適確な実施について第十二条の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該船舶が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該船舶の所有者又は船長に対し、船舶保安証書に相当する証書を交付するものとする。

一 当該船舶に、第五条第二項の技術上の基準

官報 (号外)

るところによりあらかじめ評価を行つた結果を記載した書面をいう。以下同じ。)を踏まえて定めなければならない。

7 國土交通大臣は、埠頭保安規程が当該重要國際埠頭施設の保安の確保のために十分でないと認めるときは、第五項の承認をしてはならない。

8 第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要國際埠頭施設の管理又は設置者及び管理者は、同項に規定する國土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

9 國土交通大臣は、重要國際埠頭施設の保安の確保のために必要があると認めるときは、第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要國際埠頭施設の管理又は設置者及び管理者に対し、埠頭保安規程の変更を命ずることができること。

10 國土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、第五項の承認を取り消すことができる。

一 第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要國際埠頭施設の管理又は設置者及び管理者が、この節(第二十九条第三項を除く。)の規定又は当該規定による命令若しくは処分を受けたとき。

二 重要國際埠頭施設の管理又は設置者及び管理者が、不正な手段によつて第五項の承認を受けたとき。

11 國土交通大臣は、第五項の規定により埠頭保安規程を承認したとき、又は前項の規定により埠頭保安規程を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(重要國際埠頭施設以外の國際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置)

第三十三条 重要國際埠頭施設以外の國際埠頭施設の管理者は、当該國際埠頭施設に係る埠頭指標対応措置に相当する措置の実施に関する事項、埠頭保安設備に相当する設備の設置及び維持に関する事項、埠頭保安管理者に相当する者の選任に関する事項並びに埠頭訓練に相当するもの実施に関する事項その他の当該國際埠頭施設の保安の確保のために必要な國土交通省令で定める事項について記載した埠頭保安規程に相当する規程を定め、國土交通省令で定めるところにより、國土交通大臣の承認を受けることができる。

2 第二十九条から前条まで(同条第一項を除く。)の規定は、前項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要國際埠頭施設以外の國際埠頭施設について準用する。

3 第一項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要國際埠頭施設以外の國際埠頭施設が重要國際埠頭施設となつた場合には、同項の規定による埠頭保安規程に相当する規程の承認は、前条第五項の規定による埠頭保安規程の承認とみなす。

4 前項の場合には、第二項において準用する第三十条第二項の規定による埠頭保安管理者に相当する者の選任の届出は、同項の規定による埠頭保安管理者(改善勧告等)の選任の届出とみなす。

5 第三十二条第一項及び第二項の規定により埠頭保安規程が定められていない場合又はこれららの規定により定められた埠頭保安規程について同条第五項の承認を受けていない場合 同条第一項及び第二項の規定により埠頭保安規程を定めること又はこれららの規定により定められた埠頭保安規程について同条第五項の承認を受けること。

6 前各号に掲げるもののほか、前号の埠頭保安規程に定められた事項が適確に実施されない場合 当該事項を適確に実施すること。

7 國土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたにもかかわらず当該重要國際埠頭施設の管理又は設置者及び管理者がその勧告に従わない場合において、当該重要國際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、それぞれ当該各号に定め

る措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第二十九条第一項の規定により埠頭指標対応措置が実施されていない場合 同項の規定により埠頭指標対応措置を実施すること。

二 第二十九条第二項の技術上の基準に従つて埠頭保安設備が設置され、又は維持されていない場合 同項の技術上の基準に従つて埠頭保安設備を設置し、及び維持すること。

三 第三十一条第一項の規定により埠頭保安管理者が選任されていない場合 同項の規定により埠頭保安管理者を選任すること。

四 第三十一条の規定により埠頭訓練が実施されていない場合 同条の規定により埠頭訓練を実施すること。

5 第三十二条第一項及び第二項の規定により埠頭保安規程が定められていない場合又はこれららの規定により定められた埠頭保安規程について同条第五項の承認を受けていない場合 同条第一項及び第二項の規定により埠頭保安規程を定めること又はこれららの規定により定められた埠頭保安規程について同条第五項の承認を受けること。

6 前各号に掲げるもののほか、前号の埠頭保安規程に定められた事項が適確に実施されない場合 当該事項を適確に実施すること。

7 國土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたにもかかわらず当該重要國際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者がその勧告に従わない場合において、当該重要國際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、それぞれ当該各号に定め

は、当該重要國際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、これらの規定に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徵収等)

第三十五条 國土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、國土交通省令で定めるところにより、第三十二条第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要國際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者並びに第三十三条第一項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る者に対し、当該國際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に關し報告をさせることができる。

2 國土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第三十二条第五項の承認を受けた埠頭保安規程又は第三十三条第一項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程により国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置を講ずべき場所に立ち入り、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうかについて埠頭保安設備その他の物件を検査させ、又は当該国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者その他の関係者に質問させることができるものとする。

3 第二十三条第三項及び第四項の規定は、前項の立入検査について準用する。

4 第二節 國際水域施設に關する措置

(國際水域施設の保安の確保に必要な措置)

第三十六条 國際水域施設の管理者は、当該國際水域施設に對して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第四十一条までに

規定するところにより、当該国際水域施設の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。

(水域指標対応措置)

号外

官報

第三十七条 特定港湾管理者(重要港湾(重要国際埠頭施設のある重要な港湾に限る。)における国際水域施設の管理者である港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)をいふ。以下同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、水域指標対応措置(当該国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理その他の当該国際水域施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に對応して当該国際水域施設の保安の確保のためによるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければならない。

(水域保安管理者)

第三十八条 特定港湾管理者は、当該国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を管理させるため、国際水域施設の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、国土交通省令で定めるとこにより、水域保安管理者を選任しなければならない。

2 特定港湾管理者は、前項に規定する水域保安管理者(以下「水域保安管理者」という。)を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 第七条第三項から第五項まで及び第三十条第四項の規定は、水域保安管理者について準用する。この場合において、第七条第四項中「国際航海日本船舶の所有者」とあるのは「特定港湾管

理者」と、第三十条第四項中「重要国際埠頭施設内」とあるのは「国際水域施設内」と、「第三十二条に規定する埠頭保安規程」とあるのは「第四十条に規定する水域保安規程」と読み替えるものとする。

(水域訓練)

第三十九条 特定港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該国際水域施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者について、水域指標対応措置の実施を確保するために必要な訓練(以下「水域訓練」という。)を実施しなければならない。

(水域保安規程)

第四十条 特定港湾管理者は、当該国際水域施設に係る水域保安規程(当該国際水域施設に係る安管理者の選任に関する事項及び水域訓練の実施に関する事項その他の当該国際水域施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

2 特定港湾管理者は、水域保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。

3 水域保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更(水域訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときも、同様とする。

4 第三十二条第六項から第十一項までの規定は、水域保安規程について準用する。この場合において、同条第六項、第七項及び第九項中「重要国際埠頭施設」とあるのは「国際水域施設」

と、同条第六項中「構造、設備等」とあるのは「構造、利用の形態等」と、同条第七項、第十項内とあるのは「国際水域施設内」と、「第三十二条に規定する埠頭保安規程」とあるのは「第四十条に規定する水域保安規程」と読み替えるもののは「前項」と、同項、同条第九項及び第十項第

一号中「第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者」とあり、同項第二号中「重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、同項第一号中「この節(第二十九条第三項を除く。)の規定」とあるのは「この節の規定」と読み替えるものとする。

(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安の確保のために必要な措置)

第四十一条 特定港湾管理者が管理する国際水域施設に係る水域指標対応措置の実施に関する事項、水域保安規程(当該国際水域施設に係る安管理者の選任に関する事項及び水域訓練の実施に関する事項その他の当該国際水域施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

2 特定港湾管理者は、水域保安規程に定めた事項を適確に実施しなければならない。

3 水域保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更(水域訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときも、同様とする。

4 第三十二条第六項から第十一項までの規定は、水域保安規程について準用する。この場合において、同条第六項、第七項及び第九項中「重要国際埠頭施設」とあるのは「国際水域施設」

域施設以外の国際水域施設が特定港湾管理者が管理する国際水域施設となつた場合には、同項各号列記以外の部分、同項第二号及び第十一項中「第五項」とあり、同条第八項中「同項」とある条に規定する水域保安規程と読み替えるものとする。

4 前項の場合には、第二項において準用する第三十八条第二項の規定による水域保安管理者に相当する者の選任の届出は、同項の規定による水域保安管理者の選任の届出とみなす。

安規程に定められた事項が適確に実施されない場合、当該事項を適確に実施すること。

2 國土交通大臣は、前項の規定による勧告をしにかわらず特定港湾管理者がその勧告に従わない場合において、当該特定港湾管理者が管理する国際水域施設の保安の確保のために同項各号に掲げる規定に規定する措置を確實にとらせることが必要と認めるときは、当該特定港湾管理者に対し、これらの規定に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。(報告の徵収)

第四十三条 國土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、國土交通省令で定めることにより、第四十条第三項の承認を受けた水域保安規程に係る特定港湾管理者及び第四十一条第一項の承認を受けた水域保安規程に相当する規程に係る者に対し、当該国際水域施設の保安の確保のために必要な措置に關し報告をさせることができ。

3 荒天、遭難その他の國土交通省令で定めるやむを得ない事由によりあらかじめ船舶保安情報を通報しないで本邦以外の地域の港から本邦の港に入港した国際航海船舶の船長は、國土交通省令で定めるところにより、入港後直ちに、船舶保安情報を海上保安庁長官に通報しなければならない。

4 海上保安庁長官は、第一項又は前項の規定による通報があつたときは、速やかに、通報された船舶保安情報を國土交通大臣に通知しなければならない。(國際航海船舶の入港に係る規制)

第四十五条 海上保安庁長官は、前条第一項又は第三項の規定による通報があつた場合において、通報された船舶保安情報のみによつては当該国際航海船舶の保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでないときは、当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して当該国際航海船舶又は当該本邦の港にある他の国際航海船舶若しくは国際港湾施設に對して生ずるおそれがある危険を防止するため、当該国際航海船舶の船長に対し、必要な情報の提供を更に求め、又はその職員に、当該国際航海船舶の航行を停止させてこれに立ち入り、当該措置が適確に講じられていないため当該危険が生ずるおそれがあるかどうかについて検査させ、若しくは当該国際航海船舶の乗組員その他関係者に質問させることができる。

5 海上保安庁長官が第一項の規定によりその職員に立入検査をさせようとするとき若しくは第三項の規定による命令を發しようとするとき、又は海上保安官が前項各号に掲げる措置を講じようとするときは、あらかじめ、その旨を当該国際航海船舶の所有者又は船長に通知しなければならない。

6 第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の立入検査について準用する。(國際航海船舶以外の船舶への準用)

第四十六条 前二条第四十四条第四項及び前条第二項を除く。の規定は、国際航海船舶以外の船舶であつて国際航海に從事するもののうち、國土交通省令で定める船舶について準用する。

5 海上保安庁長官が第一項の規定によりその職員に立入検査をさせようとするとき、又は海上保安官が前項各号に掲げる措置を講じようとするときは、あらかじめ、その旨を当該国際航海船舶の所有者又は船長に通知しなければならない。

6 第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の立入検査について準用する。

(國家公安委員会等との関係)

第四十七条 國家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第五条、第六条、第七条第一項若しくは第五項、第八条第四項、第三十条第三項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第三十八条第三項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第九条、第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一项第一項、第四項若しくは第八项、第二十四条若しくは第二十九条第一項若しくは第二项、第三十条第一項、第三十一项、第三十二条第一項若しくは第五項(これら

2 前項の規定により船長がしなければならない。通報した船舶保安情報を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定により船長がしなければならない。

の規定を第三十三条规定第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条第九項（第三十三条规定第二項及び第四十条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項若しくは第三

二項及び第四十条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第三十九条、第四

十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第四十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第一項の規定の運用に關し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

（手数料の納付）
第四十八条 第一号及び第三号から第五号までに掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に、第二号に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定められた額の手数料を大学校に納付しなければならない。

一 第八条第一項の講習（国土交通大臣の行うものに限る。）を受けようとする者
二 第八条第一項の講習（大学校の行うものに限る。）を受けようとする者
三 法定検査又は第二十六条第一項の検査を受けようとする者
四 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした国際航海日本船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）
五 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の再交

付又は書換えを受けようとする者

（経過措置）

第二 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により大학교に納付された手数料は、大학교の収入とする。

（総トン数）
第四十九条 この法律を適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号第四条第二項の規定により算定した数値にトンを付して表したものとする。

（本邦以外の地域とみなす地域）
第五十条 この法律の適用については、国土交通省令で定める本邦の地域は、当分の間、本邦以外の地域とみなす。

（権限の委任）
第五十一条 この法律の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）又は管区海上保安本部長に行わせることができる。

第六章 罰則
第五十五条 船級協会の役員又は職員が、第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下

の懲役に処する。
二 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十六条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第六項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者
二 第四十四条第一項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による通報をせ

ず、又は虚偽の通報をして入港をした船長用する場合を含む。）の規定による通報に際して虚偽の通報をした船舶の所有者又は船長若しくは所有者の代理人（当該船舶が入港をした場合に限る。）

四 第四十四条第二項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

五 第四十五条第三項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

六 第四十五条第三項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した船長

七 第五十八条 第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

八 第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付、再交付又は書き換えを受けた者

二 第十四条又は第十五条の規定による検査を受けないで国際航海日本船舶を国際航海に從事させた者

三 第十八条第一項又は第二項の規定による検査を受けることによって、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方整備局の事務所の長、開発建設部の長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

四 第五十二条 第四十五条第三項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による处罚を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした国際航海日本船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）

五 第六十一条 第二十二条第三項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による处罚を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

六 第六十二条 第二十二条第三項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による处罚を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

七 第六十三条 第七条第四項（第八条第四項、第三十条第三項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通報をせ

する場合を含む。)、第十一條第八項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十五條第一項、第三十二條第九項(第四十条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第二項又は第四十二条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條の規定に違反して国際航海日本船舶を国際航海に従事させた者

二 第二十條第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第二十三條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)、第三十五条第一項又は第四十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十三條第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)又は第三十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五条 第六十三条第二十条第七項において準用する場合を含む。)又は第六十三条第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十七条第三号及び第五十九条から第六十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰刑を科する。

第六十五条 第二十條第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反する場合を含む。)、第三三条第九号

する場合を含む。)、第十一條第八項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十五條第一項、第三十二條第九項(第四十条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第二項又は第四十二条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一条 この法律は、平成十四年十二月十二日に採択された条約附屬書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第八条第二項、第二十条第一項、第五項及び第七項、第四十八条(第一項第二号及び第二項に係る部分に限る。)、第五十一条並びに附則第四条から第八条までの規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造され、又は建造に着手された国際航海船舶については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期までは、国土交通省令で定めるところにより、第五条の規定並びに第十一條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十四条から第十六条まで、第十七条第一項及び第二項、第二十条第二項及び第三項、第二十二条第一項及び第二項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条第一項並びに附則第四条第六項の規定(船舶警報通報装置の設置に係る部分に限る。)は、適用しないことができる。

一 日本船舶であつて、旅客船、タンカー(海上汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第九号に規定するタンカーをいう。第四号において

反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

二 日本船舶であつて、前号に掲げる船舶以外の船舶 平成十八年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期

三 日本船舶以外の船舶であつて、旅客船 平成十六年七月一日以後最初に行われる条約附屬書第一章第七規則の規定による無線設備に係る検査の時期

四 日本船舶以外の船舶であつて、タンカーその他の国土交通省令で定める船舶 平成十六年七月一日以後最初に行われる条約附屬書第一章第九規則の規定による検査の時期

五 日本船舶以外の船舶であつて、前二号に掲げる船舶以外の船舶 平成十八年七月一日以後最初に行われる条約附屬書第一章第九規則の規定による検査の時期

同じ。)その他の国土交通省令で定める船舶 平成十六年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期

2 前項の規定による届出は、施行日以後は、それぞれ第七条第二項又は第八条第三項の規定による届出とみなす。

3 附則第一条ただし書の政令で定める日前に大学校が行つた講習(第八条第一項の講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認めるものに限る。)を修了した者は、附則第一条ただし書の政令で定める日において、同項の講習を修了したものとみなす。

4 國土交通大臣は、施行日前においても、国際航海日本船舶に係る第十一條第四項の承認に相当する承認又は船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について第十二条若しくは第十七条第一項の検査に相当する検査を行うことができる。

5 船級協会は、施行日前においても、国際航海日本船舶(旅客船を除く。)に係る第二十条第二項の審査に相当する審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について同項又は同条第三項の検査に相当する検査を行うことができる。

6 國土交通大臣は、國土交通大臣又は船級協会が前二項の検査の結果当該国際航海日本船舶が前二項の検査の結果当該国際航海日本船舶が掲げる要件に相当する要件を満たしていると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安証書に相当する証書又は臨時船

舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定により算定した数値にトントンを付して表したものとあるのは、「国土交通省令で定める総トントン数」とする。

第四条 国際航海日本船舶の所有者は、施行日前においても、第七条又は第八条の規定の例により算定した数値にトントンを付して表したものとあるのは、「国土交通省令で定める総トントン数」とする。

第五条 国際航海日本船舶の所有者は、施行日前においても、第七条又は第八条の規定の例により算定した数値にトントンを付して表したものとあるのは、「国土交通省令で定める総トントン数」とする。

第六条 国際航海日本船舶の所有者は、施行日前においても、第七条又は第八条の規定の例により算定した数値にトントンを付して表したものとあるのは、「国土交通省令で定める総トントン数」とする。

舶保安証書に相当する証書を交付しなければならない。

7 前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ船舶保安証書又は臨時船舶保安証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、同項の規定によりその交付をした日とする。

8 第六項の証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他當該証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

9 次に掲げる者(国及び独立行政法人を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を國に納付しなければならない。

一 第四項の検査を受けようとする者
二 第六項の証書の交付を受けようとする者
(船級協会が第五項の検査を行つた国際航海日本船舶に係る當該証書の交付を受けようとする者に限る。)

三 第六項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者

10 第二十条第六項の規定は第五項の審査及び検査の業務に従事する船級協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について、船舶安全法第三章第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十七第一項、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十、第二十五条の五十四、第二十五条の五十及び第二十五条の五十八第二項及び第三項並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は第五項の船級協会並びに船級協会の審査及び検査について準用する。この場合において、第二十条第六項中「第二項の

審査及び検査又は第三項の検査」とあるのは「附

則第四条第五項の審査及び検査」と、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の四十九第二項中「第

二十五条の四十七第一項第一号及び第二号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項第一号及び第二号」と、同法第二十五条中「第

二十五条の四十七第一項各号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項各号」と読み替えるものとする。

11 船級協会の役員又は職員が、第五項の審査又は検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相

当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

12 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

13 第十一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万元以下の罰金に処する。

14 前項の罪を犯したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

15 第十項において準用する第二十条第六項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

16 第十項において準用する船舶安全法第二十五

条の五十八第一項の規定による業務の停止の命

令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

17 偽りその他不正の行為により第六項の証書の交付、再交付又は書換えを受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

18 第十項において準用する船舶安全法第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

19 第十項において準用する船舶安全法第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

20 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十七項及び前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

21 第十項において準用する船舶安全法第二十五条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

22 第十項において準用する船舶安全法第二十五条第一項の規定による届出を含む。)の規定による届出とみなす。

23 国土交通大臣は、施行日前においても、水域保安規程又は水域保安規程に相当する規程について、第四十条第三項又は第四十一条第一項の規定による承認に相当する承認を行うことができる。

24 前項の規定による承認は、施行日以後は、それぞれ第四十条第三項又は第四十一条第一項の規定による承認とみなす。

25 特定港湾管理者又は特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者は、施行日前においても、第三十八条第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認に相当する者を選任し、国土交通大臣に届け出ることができる。

26 前項の規定による届出は、施行日以後は、第三十八条第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出とみなす。

27 国土交通大臣は、施行日前においても、水域保安規程又は水域保安規程に相当する規程について、第四十条第三項又は第四十一条第一項の規定による承認を行つことがある。

28 前項の規定による承認は、施行日以後は、それぞれ第四十条第三項又は第四十一条第一項の規定による承認とみなす。

29 (海事代理士法の一部改正)
第五条 重要国際埠頭施設の管理者又は重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者は、施行日前においても、第三十条(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例によ

り、埠頭保安管理者又は埠頭保安管理者に相当する者を選任し、国土交通大臣に届け出ること

ができる。

2 前項の規定による届出は、施行日以後は、第三十条第二項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出とみなす。

3 国土交通大臣は、施行日前においても、埠頭保安規程又は埠頭保安規程に相当する規程について、第三十二条第五項又は第三十三条第一項の規定による承認に相当する承認を行うことができる。

4 前項の規定による承認は、施行日以後は、それぞれ第三十二条第五項又は第三十三条第一項の規定による承認とみなす。

5 特定港湾管理者又は特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者は、施行日前においても、第三十八条第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認に相当する者を選任し、国土交通大臣に届け出ることができる。

6 前項の規定による届出は、施行日以後は、第三十八条第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出とみなす。

7 国土交通大臣は、施行日前においても、水域保安規程又は水域保安規程に相当する規程について、第四十条第三項又は第四十一条第一項の規定による承認を行つことがある。

8 前項の規定による承認は、施行日以後は、それぞれ第四十条第三項又は第四十一条第一項の規定による承認とみなす。

第六条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十

二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第九号中「基ぐ」を「基づく」に改め、

同号を同表第十号とし、同表第八号の次に次の
一号を加える。

九 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安
の確保等に関する法律(平成十六年法律
第 号)(國際港湾施設に係る部分を除
く。)

(独立行政法人海技大学校法の一部改正)

第七条 独立行政法人海技大学校法(平成十一年
法律第二百十二号)の一部を次のように改正す
る。

第十条に次の二項を加える。

2 大学校は、前項の業務のほか、國際航海船
舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する
法律(平成十六年法律第 号)第八条第二

項の規定による同条第一項の講習の実施に關
する業務を行う。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から第五条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

別表第一(第二十条関係)

- 一 電圧計
- 二 電流計
- 三 周波数計
- 四 高周波電力計
- 五 シンクロスコープ
- 六 スベクトル分析器
- 七 絶縁抵抗計

平成十四年十二月十二日に採択された千九百七
十四年の海上における人命の安全のための國際條
約附属書の改正に伴い、國際航海船舶及び國際港

防衛を図るとともに、國際航海船舶に係る危害行
為に起因して國際航海船舶又は國際港湾施設に對
して生ずるおそれがある危険の防止を図るために、
所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を
定めるとともに、保安の確保のために必要な措置
が適確に講じられているかどうか明らかでない國
際航海船舶及び國際港湾施設についてその所有
者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を
定めるとともに、保安の確保のために必要な措置
を提出する理由である。

3 海上保安庁長官は、本邦の港に入港しよう
とする國際航海船舶等の船長に船舶保安情報
を通報させ、必要に応じて當該船舶に対しても
立入検査等を行い、その結果等から判断し
て、當該船舶に起因して國際港湾施設等に危
険が生じるおそれがあり、かつ、他に適當な
手段がないときは、入港の禁止等の措置を講
じること。

4 この法律は、一部の規定を除き、條約附属
書の改正が日本国について効力を生ずる日か
ら施行すること。

二 議案の可決理由

國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確 保等に関する法律案(内閣提出)に関する報 告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十四年十二月十二日に採択され
た千九百七十四年の海上における人命の安全の
ための國際条約(以下「条約」という。)附属書の
改正に伴い、國際航海船舶及び國際港湾施設の
保安の確保のために必要な措置並びに國際航海

船舶の入港に係る規制に関する措置等を定めよ
うとするものであり、その主な内容は次のとお
りである。

右報告する。

平成十六年三月十七日

國土交通委員長 赤羽 一嘉

衆議院議長 河野 洋平殿

関税定率法等の一部を改正する法律案

及び実施、船舶警報通報装置の設置、保安管
理者の選任等の措置を講じ、国土交通大臣に
よる保安規程の承認及び船舶の検査を受け、
船舶保安証書の交付を受けなければならない

船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者
短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得し
て卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学
校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において船舶又は機械に関する学科
を修得して卒業した者

1 國際航海船舶の所有者は、保安規程の作成
及び実施、船舶警報通報装置の設置、保安管
理者の選任等の措置を講じ、国土交通大臣に
よる保安規程の承認及び船舶の検査を受け、
船舶保安証書の交付を受けなければならない

こと。

2 重要国際埠頭施設等の管理者等は、保安規

官 報 (号 外)

関税定率法等の一部を改正する法律 (関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「育成者権者」の下に「(以下この条において「特許権者等」という。)」を加

え 同条第七項中「特許権者」、「実用新案権者」
意匠権者」、「商標権者」、「著作権者」、「著作隣接権
者」、「回路記置利用権者」又は「育成権者」を「特許

第六項中「特許権者、実用新案権者、意匠権
権者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条

者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者」を「特許権者等」

「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項と

し、同条第四項の次に次の二項を加える。

合規性
該貨物に係る特許権等に付して
は当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨
物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該

貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を併せて

通知するものとする。

物の輸入に係る関税法第六十七条规定(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸入申告書その他の免査表、記入書等、右該タクシードライバー

倅の税関長は提出された書類又は当該貨物を生産した者において税関長に提出された書類又は当該貨物を生産した者における表示から、当該貨物を生産した者

の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、同項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られていい

10 第五項又は第六項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第二十一条に次の一項を加える。
第五項を「同条第九項」に改める。

第二十二条の三第八項第一号中「同条第六項本文」を「同条第八項本文」に改め、同項第二号中「第二十二条第七項」を「第二十二条第九項」に改める。

第二十二条の四第八項中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第二十二条の五第九項第一号及び第四号中「第十三項」を「第十二項」に改め、同条第十二項中「者」の下に「及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等」を加え、同条第十三項を削る。

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の四中「(郵便局を除く。)」を削る。

第十二条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 修正申告(偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻し若しくは還付を受けた者が当該関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされた修正申告を除く。)又は

更正(偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻し若しくは還付を受けた者についてされた当該関税に係る更正を除く。)があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該修正申告又は更正により納付すべき関税額に係る延滞税については、第一項に規定する日数から当該各号に定める日数を控除して、同項の規定を適用する。

第十五条第一項中「入港届、積荷目録及び船用品目録」を「政令で定める事項を記載した入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員氏名表」に改め、同項ただし書を次のよう改める。

ついては、この限りでない。

目録、旅客氏名表(当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。)及び乗組員氏名表」に改め、同条第三項中「前二項の場合において」を削り、「旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出」を「前二項に規定する書類(入港届及び船舶国籍証書又はこれに代わる書類を除く。)に記載すべき事項を、その入港の前に報告すること」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、船長又は機長は、通信設備の損壊又は故障その他のやむを得ない理

由がある場合を除き、当該入港の前に当該報告をしなければならない。

この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、政令で定める事項を記載した旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

第十五条第四項を同条第五項とし、同条第三

| | | |
|--------|---|---|
| 第五条第一項 | 国税関係帳簿の全部又は一部 | 関税関係帳簿 |
| 第五条第三項 | 国税関係帳簿書類(以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」といふ。)の記録に係る承認済国税関係帳簿書類をいう。以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類をいう。」 | 関税関係帳簿書類(関税関係帳簿又は関税関係帳簿書類をいう。)の記録に係る承認済国税関係帳簿書類をいう。 |

| | | |
|--------|--|--|
| 第六条第一項 | 国税関係帳簿の備付けを開始する日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号における同じ。) | 関税関係帳簿の備付けを開始する日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号における同じ。) |
| 第六条第六項 | 国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の全部又は一部 | 関税関係帳簿 |

| | | |
|-----|---|--------------------------------|
| 第九条 | 税務署長(以下この項において「所轄外税務署長」という。)代える日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その最初に到来する日が異なるときは、最初に到来する日。第五項第一号における同じ。) | 税関長(以下この項において「所轄外税関長」という。)代える日 |
|-----|---|--------------------------------|

| |
|------------------------------|
| 及び第七項中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改める。 |
|------------------------------|

| |
|--------------------------|
| 別表第一 第二五〇一・〇〇号を次のように改める。 |
|--------------------------|

| | |
|--|--|
| 二五〇一・〇〇 | 塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液でないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない)及び海水 |
| 一トールのぶるい(織金網製のものに限る。)に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限りるものとし、水溶液を除く) | 一トールのぶるい(織金網製のものに限る。)に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限りるものとし、水溶液を除く) |

別表第一 第二七一〇・一一号中

(三) 軽油

平成一八年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき

を

(2) その他のもの

平成一八年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき

を

一キログラムにつき二円五〇銭

一キロリットルにつき五六四円

一キロリットルにつき二五七

を

| | | | |
|------------|------------------------|----------------------|---------------|
| (1) 軽油 | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 平成一八年三月三一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき二六円 |
| (2) その他のもの | 平成一八年三月三一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき二六円 | 一キロリットルにつき二六円 |

に改める。

第九十五条第一項中「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 税関関係手続等を処理した税関事務管理人は、当該税関関係手続等に係る申告者等が第七条の九第一項(帳簿の備付け等)及び前条第三項の規定により保存すべきこととされている帳簿書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長に当該帳簿書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、当該税関事務管理人に對して、その提示のため必要な便宜を与えるなければならない。

「平成十七年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条第一項並びに第七条の六第一項、第二項

十四条第二項の規定において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存

は機長に対し、旅客氏名表又はの提出を求めることができる。

別表第一第二七一〇・一九号中

| | |
|----------------------|----------------------|
| 軽油 | (2) |
| 平成一八年三月三一日までに輸入されるもの | その他もの |
| 平成一八年三月三一日までに輸入されるもの | 平成一八年三月三一日までに輸入されるもの |

方法等の特例に関する法律平成十年法律第二十五号(以下「準用電子帳簿保存法」という。)第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第三条の規定の施行前においても、準用電子帳簿保存法第六条、第七条及び第九条の規定の例により行うことができる。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

お立ちにて日本において、合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴つ関税法等の臨時特別に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

項及び第四項、第十六条を「第十五条」に、「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「第十五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項に規定する入港届」を削り、同条第三項中「第一項但書、関税法第十五条第三項及び」を「第一項ただし書及び前項並びに関税法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え

3 第一項ただし書の規定により公用船の船長又は公用機の機長が入港届を提出した場合において、税関長は、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該船長又

平成十六年三月十八日 衆議院会議録第十六号

一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条及び附則第三条の規定は、同年十月一日から施行する。
(関税定率法の一部改正に伴う経過措置)

二条 第一条の規定による改正後の関税定率法第二十一条第六項の規定は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の関税定率法

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書
称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三四

るなどの制度を導入することとする。

3 税関における水際取締りの強化

税関における水際取締りの強化策として、
外国貿易船が開港に入港した際の旅客氏名表
等の提出の義務化等を行うこととする。

4 その他

その他所要の規定の整備を行うこととす
る。

5 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除
き、平成十六年四月一日から施行することと
する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢の変化
に対応する等の見地から、石油化学製品製造用
灯油及び軽油に係る軽減税率の設定を行なうほ
か、特許権等を侵害する物品に該当するか否か
を認定するための手続における輸入者名等の通
報制度並びに関税の還付制度、特別緊急
関税及び暫定関税率等の適用期限の延長等の措
置を講ずるため関税定率法及び関税暫定措置法
について、外国貿易船等が開港又は税関空港に
入港する際に提出すべき書類に旅客氏名表等を
追加するとともに、業として貨物を輸入した者
が当該貨物に係る帳簿を備え付け、これを関係
書類とともに保存することとする等のため関税
法について、それぞれ所要の改正を行なうとす
るもので、時宜に適うものと認め、可決すべき
ものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決
議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成十六年度における増収見
込額は、約四億円である。
右報告する。

平成十六年三月十六日

財務金融委員長 田野瀬良太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

関税定率法等の一部を改正する法律案に対
する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで
ある。

一 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易を
めぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水
産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮し
つつ、国民経済的観点に立つて国民生活の安定
に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平
な課税の確保により一層努めること。

高度情報化社会の急速な進展により、経済取
引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況
下で、税関における事務の一層の情報化・機械
化を図るとともに、従来にも増した執行体制の
整備に特段の努力を行うこと。

最近における国際化の著しい進展、相互依存
等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業
務量の増大、銃砲、覚せい剤はじめとする不
正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約
該当物品等の水際における取締りの国際的・社
会的重要性にかんがみ、高度の専門知識を要す
る税関業務の特殊性を考慮し、職務に従事する
税関職員の定員の確保はもとより、その待遇改
善並びに機構・職場環境の充実、更には、より
高度な専門性をめざした人材の育成等に特段の
努力を行うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とする
治安維持対策の遂行や、知的財産権侵害物品の
水際取締りに当たっては、その重要性を十分配
慮した業務処理体制の実現に努めること。

外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)の一
部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び儀典長一人」を削り、同条
第三項を削る。

附 則

この法律は、平成十六年八月一日から施行す
る。

内容は次のとおりである。

1 儀典長を廃止すること。

2 この法律は、平成十六年八月一日から施行
すること。

3 図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案の
とおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年三月十六日

外務委員長 米澤 隆

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二
十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「百分の三百五十に相当する額」を「百分の四百に相当する額(当該年少子女
が外務省令で定める学校に就学する場合にあつては、百分の三百五十に相当する額)」に改める。

別表第一の一 大使館の表欧洲の項中「アルマトイ」を「アスター」に改める。

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中「在上海日本国総領事館」を「中華人民共和国上海
総領事館」に改める。

上海 を 在上海日本国総領事館 中華人民共和国 上海

在重慶日本国総領事館 中華人民共和国 重慶

カナダ 中華人民共和国

在カナダ日本国総領事館 アメリカ合衆国

カナダスシティ を 削除

別表第一の二 総領事館の表アフリカの項中「エドモントン」を「カルガリー」に改める。

エドモントン を 在カルガリー日 加拿大

カルガリー 加拿大

別表第一の二 総領事館の表アフリカの項中「カルガリー」を「カルガリー」に改める。

カルガリー 加拿大

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

| 地 域 | 所 在 国 | 号 | | | | | | | | | 別 | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|--|--|--|---|---|--|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大 | 使 | 公 | 使 | 特 | 号 | 1 | 号 | 2 | 号 | 3 | 号 | 4 | 号 | 5 | 号 | 6 | 号 | 7 | 号 | 8 |
| アジア | インド インドネシア カンボジア シンガポール スリランカ タイ 大韓民国 中華人民共和国 ネパール パキスタン バングラデシュ 東ティモール フィリピン ブータン ブルネイ ベトナム マレーシア ミャンマー モルディブ モンゴル ラオス | 710,000 670,000 680,000 510,000 620,000 560,000 660,000 730,000 700,000 690,000 750,000 660,000 570,000 650,000 530,000 660,000 500,000 850,000 610,000 730,000 710,000 | 円 | 630,000 570,000 660,000 470,000 590,000 470,000 550,000 580,000 680,000 642,100 608,400 710,000 640,000 490,000 630,000 510,000 620,000 460,000 800,000 590,000 710,000 690,000 | 593,300 540,000 627,000 442,900 553,000 437,900 518,400 547,100 642,100 587,100 652,500 631,800 562,200 500,000 443,700 423,800 486,000 476,000 505,200 532,500 498,100 562,500 531,800 551,800 572,500 593,300 479,500 443,000 426,500 374,800 325,300 287,800 254,800 233,800 217,300 200,800 | 572,500 520,300 606,800 425,200 533,900 420,400 497,600 526,100 600,600 565,700 652,500 631,800 562,200 500,000 443,700 423,800 486,000 476,000 441,300 532,500 498,100 562,500 531,800 551,800 572,500 593,300 458,500 440,300 562,800 542,500 415,400 398,100 384,900 364,200 294,300 259,700 225,000 207,700 190,400 173,100 800,000 757,800 732,500 707,100 625,100 549,000 486,500 435,700 398,600 373,200 347,900 645,500 623,700 552,600 453,800 514,800 533,900 645,500 623,700 552,600 487,400 432,100 388,600 355,100 333,300 623,700 590,800 540,500 477,100 423,000 380,800 347,800 326,700 305,600 | 551,800 486,000 423,800 407,400 396,400 350,300 329,200 314,800 302,800 297,800 265,700 230,300 212,600 194,900 177,200 155,600 133,800 113,200 93,600 73,200 53,200 33,200 23,200 13,200 10,200 8,200 6,200 4,200 2,200 1,200 800 600 400 200 100 0 | 486,000 423,800 375,200 336,100 380,000 408,000 354,300 301,200 230,300 212,600 286,600 227,700 210,200 192,700 175,200 155,600 133,800 113,200 93,600 73,200 53,200 33,200 23,200 13,200 10,200 8,200 6,200 4,200 2,200 1,200 800 600 400 200 100 0 | 423,800 375,200 336,100 296,600 272,400 335,800 315,600 295,500 267,500 248,400 227,500 207,400 187,200 167,100 147,900 127,700 107,500 87,300 67,100 47,900 27,700 17,500 15,200 13,100 11,000 8,000 5,000 2,000 1,000 0 | 375,200 336,100 296,600 272,400 335,800 315,600 295,500 267,500 248,400 227,500 207,400 187,200 167,100 147,900 127,700 107,500 87,300 67,100 47,900 27,700 17,500 15,200 13,100 11,000 8,000 5,000 2,000 1,000 0 | 333,800 305,900 285,200 264,500 252,700 233,000 213,200 193,400 173,600 153,800 133,000 113,200 93,600 73,200 53,200 33,200 13,200 10,200 8,200 6,200 4,200 2,200 1,200 800 600 400 200 100 0 | 305,900 285,200 264,500 252,700 233,000 213,200 193,400 173,600 153,800 133,000 113,200 93,600 73,200 53,200 33,200 13,200 10,200 8,200 6,200 4,200 2,200 1,200 800 600 400 200 100 0 | 285,200 264,500 252,700 233,000 213,200 193,400 173,600 153,800 133,000 113,200 93,600 73,200 53,200 33,200 13,200 10,200 8,200 6,200 4,200 2,200 1,200 800 600 400 200 100 0 | | | | | | | | | |
| 大洋州 | オーストラリア キリバス サモア ソロモン ツバル トンガ ナウル | 630,000 680,000 670,000 690,000 680,000 600,000 600,000 | 580,000 660,000 650,000 670,000 660,000 580,000 580,000 | 543,500 622,000 605,500 633,000 622,000 545,200 545,200 | 521,800 602,000 583,200 613,900 602,000 525,200 525,200 | 500,000 582,100 560,800 594,800 582,100 505,300 505,300 | 434,800 516,400 491,600 530,000 516,400 443,300 443,300 | 369,600 456,600 424,600 472,600 456,600 383,500 383,500 | 326,100 456,600 375,400 419,600 405,000 339,200 339,200 | 282,600 365,100 330,700 381,300 365,100 299,300 299,300 | 260,900 333,400 303,800 347,500 365,100 274,900 274,900 | 239,100 313,400 281,500 328,400 333,400 254,900 254,900 | 217,400 293,500 259,200 309,300 313,400 235,000 235,000 | | | | | | | | | |

官 報 (号 外)

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニュージーランド | 620,000 | 600,000 | 558,600 | 536,300 | 513,900 | 446,900 | 379,900 | 335,200 | 290,500 | 268,100 | 245,800 | 223,500 | |
| バヌアツ | 600,000 | 580,000 | 545,200 | 525,200 | 505,300 | 443,300 | 383,500 | 339,200 | 299,300 | 274,900 | 254,900 | 235,000 | |
| パプアニューギニア | 770,000 | 750,000 | 708,500 | 686,400 | 664,200 | 590,400 | 524,000 | 464,900 | 420,600 | 383,700 | 361,600 | 339,500 | |
| パラオ | 540,000 | 520,000 | 491,700 | 473,000 | 454,300 | 397,000 | 340,800 | 301,100 | 263,700 | 242,700 | 224,000 | 205,300 | |
| フィジー | 600,000 | 580,000 | 545,200 | 525,200 | 505,300 | 443,300 | 383,500 | 339,200 | 299,300 | 274,900 | 254,900 | 235,000 | |
| マーシャル | 570,000 | 550,000 | 514,900 | 496,200 | 477,500 | 419,100 | 362,900 | 321,000 | 283,600 | 260,300 | 241,600 | 222,900 | |
| ミクロネシア | 540,000 | 520,000 | 491,700 | 473,000 | 454,300 | 397,000 | 340,800 | 301,100 | 263,700 | 242,700 | 224,000 | 205,300 | |
| 北米 | アメリカ合衆国 | | 720,000 | 560,000 | 523,400 | 503,300 | 463,000 | 402,600 | 342,200 | 302,000 | 261,700 | 241,600 | 221,400 |
| カナダ | カナダ | | 670,000 | 620,000 | 578,800 | 555,600 | 532,500 | 463,000 | 393,600 | 347,300 | 301,000 | 277,800 | 254,700 |
| 中南米 | アルゼンチン | | 520,000 | 500,000 | 468,000 | 449,300 | 430,600 | 374,400 | 318,200 | 280,800 | 243,400 | 224,600 | 205,900 |
| | アンティグア・バーブーダ | | 620,000 | 600,000 | 562,200 | 540,700 | 519,100 | 453,400 | 388,800 | 343,400 | 300,300 | 276,600 | 255,000 |
| ウルグアイ | エクアドル | | 460,000 | 450,000 | 417,800 | 401,000 | 384,300 | 334,200 | 284,100 | 250,700 | 217,200 | 200,500 | 183,800 |
| エクアドル | エルサルバドル | | 610,000 | 590,000 | 555,200 | 534,800 | 514,500 | 451,300 | 390,300 | 345,200 | 304,500 | 279,700 | 259,300 |
| エルサルバドル | ガイアナ | | 680,000 | 660,000 | 623,400 | 601,500 | 579,500 | 510,100 | 444,300 | 393,300 | 349,400 | 320,400 | 298,400 |
| ガイアナ | キューバ | | 530,000 | 510,000 | 484,800 | 467,300 | 449,700 | 395,000 | 342,500 | 302,900 | 267,900 | 245,900 | 228,400 |
| キューバ | グアテマラ | | 770,000 | 750,000 | 707,500 | 684,100 | 660,800 | 584,800 | 514,800 | 456,300 | 409,600 | 374,400 | 351,100 |
| グアテマラ | グレナダ | | 630,000 | 610,000 | 570,300 | 549,300 | 528,400 | 463,400 | 400,600 | 354,200 | 312,400 | 286,900 | 266,000 |
| グレナダ | コスタリカ | | 650,000 | 620,000 | 585,400 | 563,900 | 542,300 | 475,500 | 410,900 | 363,300 | 320,200 | 294,200 | 272,600 |
| コスタリカ | コロンビア | | 550,000 | 540,000 | 501,800 | 482,700 | 463,600 | 405,100 | 347,700 | 307,200 | 268,900 | 247,600 | 228,500 |
| コロンビア | ジャマイカ | | 560,000 | 540,000 | 512,800 | 495,300 | 477,700 | 421,600 | 369,100 | 326,900 | 291,900 | 267,300 | 249,800 |
| ジャマイカ | スリナム | | 660,000 | 640,000 | 598,300 | 577,300 | 556,400 | 490,000 | 427,200 | 378,200 | 336,400 | 308,300 | 287,400 |
| スリナム | セントクリストファー・ネイ | | 680,000 | 660,000 | 615,500 | 592,800 | 570,000 | 499,600 | 431,400 | 381,400 | 335,900 | 308,600 | 285,900 |
| セントクリストファー・ネイ | セイシェル | | 620,000 | 600,000 | 562,200 | 540,700 | 519,100 | 453,400 | 388,800 | 343,400 | 300,300 | 276,600 | 255,000 |
| セントクリストファー・ネイ | セントビンセント | | 650,000 | 620,000 | 585,400 | 563,900 | 542,300 | 475,500 | 410,900 | 363,300 | 320,200 | 294,200 | 272,600 |
| セントビンセント | セントルシア | | 650,000 | 620,000 | 585,400 | 563,900 | 542,300 | 475,500 | 410,900 | 363,300 | 320,200 | 294,200 | 272,600 |
| セントルシア | チリ | | 520,000 | 510,000 | 473,000 | 454,100 | 435,200 | 378,400 | 321,600 | 283,800 | 246,000 | 227,000 | 208,100 |
| チリ | ドミニカ共和国 | | 650,000 | 620,000 | 585,400 | 563,900 | 542,300 | 475,500 | 410,900 | 363,300 | 320,200 | 294,200 | 272,600 |
| ドミニカ共和国 | トリニダード・トバゴ | | 610,000 | 590,000 | 553,000 | 533,900 | 514,800 | 453,800 | 396,400 | 351,100 | 312,800 | 286,600 | 267,500 |
| トリニダード・トバゴ | ハイチ | | 650,000 | 620,000 | 585,400 | 563,900 | 542,300 | 475,500 | 410,900 | 363,300 | 320,200 | 294,200 | 272,600 |
| ハイチ | バナマ | | 670,000 | 650,000 | 613,400 | 591,900 | 570,300 | 502,100 | 437,500 | 387,300 | 344,200 | 315,600 | 294,000 |
| バナマ | バナマ | | 800,000 | 780,000 | 745,300 | 724,300 | 703,400 | 630,000 | 567,200 | 504,200 | 420,200 | 399,300 | 378,400 |
| バナマ | バナマ | | 550,000 | 511,800 | 492,300 | 472,800 | 413,100 | 354,500 | 313,200 | 274,100 | 252,400 | 232,900 | 213,400 |

(外) 報 明

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| バハマ | 630,000 | 610,000 | 570,300 | 549,300 | 528,400 | 463,400 | 400,600 | 354,200 | 312,400 | 286,900 | 266,000 | 245,100 |
| バラグアイ | 530,000 | 510,000 | 479,700 | 462,300 | 445,000 | 390,900 | 339,000 | 299,900 | 265,200 | 243,400 | 226,100 | 208,800 |
| バルバドス | 650,000 | 620,000 | 585,400 | 563,900 | 542,300 | 475,500 | 410,900 | 363,300 | 320,200 | 294,200 | 272,600 | 251,100 |
| ブラジル | 600,000 | 560,000 | 522,000 | 502,000 | 482,100 | 421,200 | 361,400 | 319,300 | 279,400 | 257,300 | 237,300 | 217,400 |
| ベネズエラ | 530,000 | 510,000 | 484,800 | 467,300 | 449,700 | 395,000 | 342,500 | 302,900 | 267,900 | 245,900 | 228,400 | 210,900 |
| ベリーズ | 590,000 | 570,000 | 540,000 | 520,300 | 500,600 | 439,200 | 380,000 | 336,100 | 296,600 | 272,400 | 252,700 | 233,000 |
| ペルー | 680,000 | 640,000 | 603,300 | 582,100 | 561,000 | 494,000 | 430,600 | 381,200 | 339,000 | 310,700 | 289,600 | 268,500 |
| ボリビア | 700,000 | 680,000 | 643,000 | 623,500 | 604,000 | 538,000 | 479,400 | 425,600 | 386,500 | 352,300 | 332,800 | 313,300 |
| ホンジュラス | 680,000 | 660,000 | 623,400 | 601,500 | 579,500 | 510,100 | 444,300 | 393,300 | 349,400 | 320,400 | 298,400 | 276,500 |
| メキシコ | 590,000 | 550,000 | 516,800 | 497,100 | 477,400 | 417,100 | 357,900 | 316,200 | 276,700 | 254,800 | 235,100 | 215,400 |
| 歐州 | | | | | | | | | | | | |
| アイスランド | 670,000 | 640,000 | 598,900 | 574,900 | 551,000 | 479,100 | 407,200 | 359,300 | 311,400 | 287,500 | 263,500 | 243,600 |
| アイルランド | 690,000 | 660,000 | 619,000 | 594,200 | 569,500 | 495,200 | 420,900 | 371,400 | 321,900 | 297,100 | 272,400 | 247,600 |
| アゼルバイジャン | 680,000 | 660,000 | 623,400 | 601,500 | 579,500 | 510,100 | 444,300 | 393,300 | 349,400 | 320,400 | 298,400 | 276,500 |
| アルバニア | 840,000 | 810,000 | 764,400 | 736,800 | 709,200 | 622,900 | 540,200 | 477,900 | 422,700 | 388,100 | 360,500 | 332,900 |
| アルメニア | 750,000 | 720,000 | 678,800 | 654,600 | 630,500 | 554,400 | 481,900 | 426,500 | 378,200 | 347,000 | 322,800 | 298,700 |
| アンドラ | 650,000 | 630,000 | 583,800 | 560,400 | 537,100 | 467,000 | 397,000 | 350,300 | 303,600 | 280,200 | 256,900 | 233,500 |
| イタリア | 750,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 | 243,600 |
| ウクライナ | 680,000 | 660,000 | 618,400 | 596,700 | 574,900 | 506,100 | 440,900 | 390,300 | 346,800 | 318,000 | 296,200 | 274,500 |
| ウズベキスタン | 630,000 | 610,000 | 576,600 | 558,500 | 540,300 | 480,100 | 425,800 | 377,700 | 341,500 | 311,600 | 293,500 | 275,400 |
| 英國 | | | | | | | | | | | | |
| エストニア | 760,000 | 640,000 | 598,900 | 574,900 | 551,000 | 479,100 | 407,200 | 359,300 | 311,400 | 287,500 | 263,500 | 243,600 |
| オーストリア | 710,000 | 690,000 | 642,700 | 617,900 | 593,200 | 517,800 | 443,500 | 391,700 | 342,200 | 315,200 | 290,500 | 265,700 |
| オランダ | 750,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 | 243,600 |
| カザフスタン | 700,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 | 243,600 |
| キプロス | 750,000 | 730,000 | 687,300 | 664,800 | 642,200 | 568,700 | 501,100 | 444,200 | 399,100 | 364,700 | 342,200 | 319,700 |
| ギリシャ | 680,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 | 243,600 |
| キルギス | 770,000 | 740,000 | 702,500 | 679,300 | 656,200 | 580,800 | 511,400 | 453,300 | 407,000 | 372,000 | 348,900 | 325,700 |
| グルジア | 680,000 | 660,000 | 623,400 | 601,500 | 579,500 | 510,100 | 444,300 | 393,300 | 349,400 | 320,400 | 298,400 | 276,500 |
| クロアチア | 700,000 | 680,000 | 632,600 | 608,200 | 583,900 | 509,700 | 436,600 | 385,600 | 336,900 | 310,400 | 286,000 | 261,700 |
| サンマリノ | 680,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 | 243,600 |
| イスラ | 660,000 | 640,000 | 593,900 | 570,100 | 546,400 | 475,100 | 403,800 | 356,300 | 308,800 | 285,100 | 261,300 | 237,600 |
| スウェーデン | 640,000 | 620,000 | 578,800 | 555,600 | 532,500 | 463,000 | 393,600 | 347,300 | 301,000 | 277,800 | 254,700 | 231,500 |
| スペイン | 680,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 | 243,600 |

外(即)報加

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| スロバキア | 700,000 | 670,000 | 629,100 | 604,000 | 578,800 | 503,300 | 427,800 | 377,500 | 327,100 | 302,000 | 276,800 | 251,700 | |
| スロベニア | 700,000 | 680,000 | 632,600 | 608,200 | 583,900 | 509,700 | 436,600 | 385,600 | 336,900 | 310,400 | 286,000 | 261,700 | |
| セルビア・モンテネグロ | 920,000 | 860,000 | 813,200 | 785,600 | 758,000 | 669,400 | 586,700 | 519,700 | 464,500 | 425,200 | 397,600 | 370,000 | |
| タジキスタン | 680,000 | 660,000 | 627,900 | 609,000 | 590,100 | 525,900 | 469,100 | 416,500 | 378,700 | 345,000 | 326,100 | 307,200 | |
| チェコ | 670,000 | 640,000 | 598,900 | 574,900 | 551,000 | 479,100 | 407,200 | 359,300 | 311,400 | 287,500 | 263,500 | 239,600 | |
| デンマーク | 670,000 | 650,000 | 603,900 | 579,700 | 555,600 | 483,100 | 410,600 | 362,300 | 314,000 | 289,900 | 265,700 | 241,600 | |
| ドイツ | 750,000 | 630,000 | 588,800 | 565,200 | 541,700 | 471,000 | 400,400 | 353,300 | 306,200 | 282,600 | 259,100 | 235,500 | |
| トルクメニスタン | 800,000 | 770,000 | 727,600 | 703,400 | 679,300 | 600,900 | 528,400 | 468,300 | 420,000 | 384,100 | 359,900 | 335,800 | |
| ノルウェー | 650,000 | 630,000 | 588,800 | 565,200 | 541,700 | 471,000 | 400,400 | 353,300 | 306,200 | 282,600 | 259,100 | 235,500 | |
| パチカン | 680,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 | 243,600 | |
| ハンガリー | 670,000 | 650,000 | 603,900 | 579,700 | 555,600 | 483,100 | 410,600 | 362,300 | 314,000 | 289,900 | 265,700 | 241,600 | |
| フィンランド | 670,000 | 650,000 | 603,900 | 579,700 | 555,600 | 483,100 | 410,600 | 362,300 | 314,000 | 289,900 | 265,700 | 241,600 | |
| フランス | 740,000 | 630,000 | 583,800 | 560,400 | 537,100 | 467,000 | 397,000 | 350,300 | 303,600 | 280,200 | 256,900 | 233,500 | |
| ブルガリア | 720,000 | 690,000 | 650,800 | 626,600 | 602,500 | 527,800 | 455,300 | 402,500 | 354,200 | 325,600 | 301,400 | 277,300 | |
| ベラルーシ | 700,000 | 670,000 | 633,500 | 611,200 | 588,800 | 518,200 | 451,200 | 399,400 | 354,700 | 325,200 | 302,900 | 280,600 | |
| ベルギー | 680,000 | 640,000 | 593,900 | 570,100 | 546,400 | 475,100 | 403,800 | 356,300 | 308,800 | 285,100 | 261,300 | 237,600 | |
| ポーランド | 620,000 | 590,000 | 553,600 | 531,500 | 509,300 | 442,900 | 376,500 | 332,200 | 287,900 | 265,700 | 243,600 | 221,500 | |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 810,000 | 780,000 | 737,700 | 713,100 | 688,600 | 609,000 | 535,300 | 474,400 | 425,300 | 388,900 | 364,400 | 339,800 | |
| ポルトガル | 680,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 | 243,600 | |
| マケドニア 日ユーゴスラビア共和国 | 790,000 | 760,000 | 713,200 | 685,600 | 658,000 | 574,200 | 491,500 | 434,000 | 378,800 | 349,100 | 321,500 | 293,900 | |
| マルタ | 680,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 | 243,600 | |
| モルドバ | 680,000 | 660,000 | 618,400 | 596,700 | 574,900 | 506,100 | 440,900 | 390,300 | 346,800 | 318,000 | 296,200 | 274,500 | |
| ラトビア | 670,000 | 640,000 | 602,500 | 579,300 | 556,200 | 485,600 | 416,200 | 367,600 | 321,300 | 295,900 | 272,800 | 249,600 | |
| リトニア | 710,000 | 680,000 | 637,700 | 613,100 | 588,600 | 513,800 | 440,100 | 388,700 | 339,600 | 312,800 | 288,300 | 263,700 | |
| リヒテンシュタイン | 660,000 | 640,000 | 593,900 | 570,100 | 546,400 | 475,100 | 403,800 | 356,300 | 308,800 | 285,100 | 261,300 | 237,600 | |
| ルーマニア | 690,000 | 670,000 | 625,700 | 602,500 | 579,400 | 507,700 | 438,300 | 387,500 | 341,200 | 313,500 | 290,400 | 267,200 | |
| ルクセンブルク | 660,000 | 640,000 | 593,900 | 570,100 | 546,400 | 475,100 | 403,800 | 356,300 | 308,800 | 285,100 | 261,300 | 237,600 | |
| ロシア | 860,000 | 690,000 | 650,800 | 626,600 | 582,800 | 455,300 | 402,500 | 354,200 | 325,600 | 301,400 | 277,300 | | |
| 中東 | アフガニスタン | 880,000 | 860,000 | 815,800 | 792,000 | 768,300 | 686,400 | 615,100 | 546,500 | 499,000 | 454,100 | 430,300 | 406,600 |
| アラブ首長国連邦 | 620,000 | 600,000 | 562,200 | 540,700 | 519,100 | 453,400 | 388,800 | 343,400 | 300,300 | 276,600 | 255,000 | 233,500 | |
| イエメン | 730,000 | 710,000 | 673,300 | 652,500 | 631,800 | 562,200 | 500,000 | 443,700 | 402,300 | 366,800 | 346,100 | 325,400 | |
| イスラエル | 570,000 | 550,000 | 499,800 | 481,700 | 463,500 | 407,000 | 352,700 | 311,900 | 275,700 | 253,100 | 235,000 | 216,900 | |

（外）駐

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| イラク | 880,000 | 860,000 | 815,800 | 792,000 | 768,300 | 686,400 | 615,100 | 546,500 | 499,000 | 454,100 | 430,300 | 406,600 | |
| イラン | 810,000 | 760,000 | 723,500 | 700,800 | 678,000 | 602,400 | 534,200 | 473,900 | 428,400 | 390,900 | 368,200 | 345,500 | |
| オマーン | 600,000 | 580,000 | 545,200 | 525,200 | 505,300 | 443,300 | 383,500 | 339,200 | 299,300 | 274,900 | 254,900 | 235,000 | |
| カタール | 620,000 | 590,000 | 557,200 | 535,900 | 514,500 | 449,400 | 385,400 | 340,400 | 297,700 | 274,200 | 252,800 | 231,500 | |
| クウェート | 660,000 | 640,000 | 598,300 | 577,300 | 556,400 | 490,000 | 427,200 | 378,200 | 336,400 | 308,300 | 287,400 | 266,500 | |
| サウジアラビア | 700,000 | 660,000 | 622,000 | 602,000 | 582,100 | 516,400 | 456,600 | 405,000 | 365,100 | 333,400 | 313,400 | 293,500 | |
| シリア | 630,000 | 610,000 | 578,200 | 558,000 | 537,900 | 473,900 | 413,500 | 366,200 | 325,900 | 298,700 | 278,500 | 258,400 | |
| トルコ | 690,000 | 670,000 | 622,600 | 598,600 | 574,700 | 501,700 | 429,800 | 379,600 | 331,700 | 305,600 | 281,600 | 257,700 | |
| バーレーン | 620,000 | 600,000 | 565,300 | 544,500 | 523,800 | 459,400 | 397,200 | 351,200 | 309,800 | 284,500 | 263,800 | 243,100 | |
| ヨルダン | 570,000 | 550,000 | 511,800 | 492,300 | 472,800 | 413,100 | 354,500 | 313,200 | 274,100 | 252,400 | 232,900 | 213,400 | |
| レバノン | 610,000 | 590,000 | 558,000 | 538,700 | 519,400 | 457,800 | 399,800 | 354,100 | 315,400 | 289,000 | 269,700 | 250,400 | |
| アフリカ | アルジェリア | 690,000 | 670,000 | 637,100 | 616,500 | 596,000 | 528,500 | 466,900 | 414,000 | 373,000 | 340,600 | 320,100 | 299,600 |
| | アンゴラ | 780,000 | 750,000 | 713,500 | 691,200 | 668,800 | 594,400 | 527,400 | 467,900 | 423,200 | 386,100 | 363,800 | 341,500 |
| | ウガンダ | 680,000 | 660,000 | 627,000 | 606,800 | 586,700 | 520,400 | 460,000 | 408,000 | 367,700 | 335,800 | 315,600 | 295,500 |
| | エジプト | 600,000 | 530,000 | 499,800 | 481,700 | 463,500 | 407,000 | 352,700 | 311,900 | 275,700 | 253,100 | 235,000 | 216,900 |
| | エチオピア | 730,000 | 710,000 | 667,200 | 645,500 | 623,700 | 552,600 | 487,400 | 432,100 | 388,600 | 355,100 | 333,300 | 311,600 |
| | エリトリア | 730,000 | 710,000 | 667,200 | 645,500 | 623,700 | 552,600 | 487,400 | 432,100 | 388,600 | 355,100 | 333,300 | 311,600 |
| | ガーナ | 750,000 | 730,000 | 688,400 | 667,100 | 645,700 | 574,300 | 510,300 | 452,800 | 410,100 | 374,100 | 352,700 | 331,400 |
| | カーボヴェルデ | 740,000 | 720,000 | 677,300 | 655,200 | 633,000 | 560,700 | 494,300 | 438,200 | 393,900 | 359,900 | 337,800 | 315,700 |
| | ガボン | 760,000 | 730,000 | 692,300 | 669,600 | 646,800 | 572,700 | 504,500 | 447,200 | 401,700 | 367,100 | 344,400 | 321,700 |
| | カメルーン | 780,000 | 750,000 | 713,500 | 691,200 | 668,800 | 594,400 | 527,400 | 467,900 | 423,200 | 386,100 | 363,800 | 341,500 |
| | ガンビア | 740,000 | 720,000 | 677,300 | 655,200 | 633,000 | 560,700 | 494,300 | 438,200 | 393,900 | 359,900 | 337,800 | 315,700 |
| | ギニア | 800,000 | 780,000 | 745,300 | 724,300 | 703,400 | 630,000 | 567,200 | 504,200 | 462,400 | 420,200 | 399,300 | 378,400 |
| | ギニアビサウ | 740,000 | 720,000 | 677,300 | 655,200 | 633,000 | 560,700 | 494,300 | 438,200 | 393,900 | 359,900 | 337,800 | 315,700 |
| | ケニア | 690,000 | 650,000 | 613,400 | 591,900 | 570,300 | 502,100 | 437,500 | 387,300 | 344,200 | 315,600 | 294,000 | 272,500 |
| | コートジボワール | 750,000 | 730,000 | 687,300 | 664,800 | 642,200 | 568,700 | 501,100 | 444,200 | 399,100 | 364,700 | 342,200 | 319,700 |
| | コモロ | 630,000 | 610,000 | 570,300 | 549,300 | 528,400 | 463,400 | 400,600 | 354,200 | 312,400 | 286,900 | 266,000 | 245,100 |
| | コンゴ共和国 | 760,000 | 730,000 | 692,300 | 669,600 | 646,800 | 572,700 | 504,500 | 447,200 | 401,700 | 367,100 | 344,400 | 321,700 |
| | コンゴ民主共和国 | 890,000 | 860,000 | 820,800 | 796,800 | 772,900 | 690,400 | 618,500 | 549,500 | 501,600 | 456,500 | 432,500 | 408,600 |
| | サントメ・プリンシペ | 760,000 | 730,000 | 692,300 | 669,600 | 646,800 | 572,700 | 504,500 | 447,200 | 401,700 | 367,100 | 344,400 | 321,700 |
| | ザンビア | 720,000 | 700,000 | 662,200 | 640,700 | 619,100 | 548,600 | 484,000 | 429,100 | 386,000 | 352,700 | 331,100 | 309,600 |
| | シェラレオネ | 720,000 | 690,000 | 657,200 | 635,900 | 614,500 | 544,600 | 480,600 | 426,100 | 383,400 | 350,300 | 328,900 | 307,600 |
| | ジブチ | 730,000 | 710,000 | 667,200 | 645,500 | 623,700 | 552,600 | 487,400 | 432,100 | 388,600 | 355,100 | 333,300 | 311,600 |

外 報 号

| | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ジンバブエ | 700,000 | 670,000 | 633,500 | 611,200 | 588,800 | 518,200 | 451,200 | 399,400 | 354,700 | 325,200 | 302,900 | 280,600 |
| スーダン | 710,000 | 690,000 | 658,200 | 638,000 | 617,900 | 550,100 | 489,700 | 434,700 | 394,400 | 359,600 | 339,400 | 319,300 |
| スワジランド | 640,000 | 620,000 | 580,400 | 559,100 | 537,700 | 471,500 | 407,500 | 360,300 | 317,600 | 291,800 | 270,400 | 249,100 |
| セーシェル | 650,000 | 620,000 | 585,400 | 563,900 | 542,300 | 475,500 | 410,900 | 363,300 | 320,200 | 294,200 | 272,600 | 251,100 |
| 赤道ギニア | 760,000 | 730,000 | 682,300 | 669,600 | 646,800 | 572,700 | 504,500 | 447,200 | 401,700 | 367,100 | 344,400 | 321,700 |
| セネガル | 690,000 | 670,000 | 628,500 | 606,400 | 584,200 | 514,200 | 447,800 | 396,400 | 352,100 | 322,800 | 300,700 | 278,600 |
| ソマリア | 720,000 | 700,000 | 662,200 | 640,700 | 619,100 | 548,600 | 484,000 | 429,100 | 386,000 | 352,700 | 331,100 | 309,600 |
| タンザニア | 720,000 | 700,000 | 668,300 | 647,700 | 627,200 | 558,200 | 496,600 | 440,700 | 399,700 | 364,400 | 343,900 | 323,400 |
| チャド | 740,000 | 720,000 | 682,300 | 660,000 | 637,600 | 564,700 | 497,700 | 441,200 | 396,500 | 362,300 | 340,000 | 317,700 |
| 中央アフリカ | 780,000 | 750,000 | 713,500 | 691,200 | 668,800 | 594,400 | 527,400 | 467,900 | 423,200 | 386,100 | 363,800 | 341,500 |
| チュニシア | 560,000 | 540,000 | 506,800 | 487,500 | 468,200 | 409,100 | 351,100 | 310,200 | 271,500 | 250,000 | 230,700 | 211,400 |
| トゴ | 750,000 | 730,000 | 687,300 | 664,800 | 642,200 | 568,700 | 501,100 | 444,200 | 399,100 | 364,700 | 342,200 | 319,700 |
| ナイジェリア | 810,000 | 790,000 | 755,400 | 734,100 | 712,700 | 638,100 | 574,100 | 510,300 | 467,600 | 425,100 | 403,700 | 382,400 |
| ナミビア | 640,000 | 620,000 | 580,400 | 559,100 | 537,700 | 471,500 | 407,500 | 360,300 | 317,600 | 291,800 | 270,400 | 249,100 |
| ニジェール | 750,000 | 730,000 | 687,300 | 664,800 | 642,200 | 568,700 | 501,100 | 444,200 | 399,100 | 364,700 | 342,200 | 319,700 |
| ブルキナファソ | 750,000 | 730,000 | 687,300 | 664,800 | 642,200 | 568,700 | 501,100 | 444,200 | 399,100 | 364,700 | 342,200 | 319,700 |
| ブルンジ | 720,000 | 700,000 | 662,200 | 640,700 | 619,100 | 548,600 | 484,000 | 429,100 | 386,000 | 352,700 | 331,100 | 309,600 |
| ベナン | 750,000 | 730,000 | 687,300 | 664,800 | 642,200 | 568,700 | 501,100 | 444,200 | 399,100 | 364,700 | 342,200 | 319,700 |
| ボツワナ | 640,000 | 620,000 | 580,400 | 559,100 | 537,700 | 471,500 | 407,500 | 360,300 | 317,600 | 291,800 | 270,400 | 249,100 |
| マダガスカル | 700,000 | 680,000 | 647,100 | 626,100 | 605,200 | 536,500 | 473,700 | 420,000 | 378,200 | 345,400 | 324,500 | 303,600 |
| マラウイ | 670,000 | 650,000 | 613,400 | 591,900 | 570,300 | 502,100 | 437,500 | 387,300 | 344,200 | 315,600 | 294,000 | 272,500 |
| マリ | 740,000 | 720,000 | 677,300 | 655,200 | 633,000 | 560,700 | 494,300 | 438,200 | 393,900 | 359,900 | 337,800 | 315,700 |
| 南アフリカ共和国 | 660,000 | 620,000 | 580,400 | 559,100 | 537,700 | 471,500 | 407,500 | 360,300 | 317,600 | 291,800 | 270,400 | 249,100 |
| モーリシャス | 630,000 | 610,000 | 570,300 | 549,300 | 528,400 | 463,400 | 400,600 | 354,200 | 312,400 | 286,900 | 266,000 | 245,100 |
| モーリタニア | 740,000 | 720,000 | 677,300 | 655,200 | 633,000 | 560,700 | 494,300 | 438,200 | 393,900 | 359,900 | 337,800 | 315,700 |
| モザンビーク | 720,000 | 700,000 | 668,300 | 647,700 | 627,200 | 558,200 | 496,600 | 440,700 | 399,700 | 364,400 | 343,900 | 323,400 |
| モロッコ | 590,000 | 570,000 | 540,000 | 520,300 | 500,600 | 439,200 | 380,000 | 336,100 | 296,600 | 272,400 | 252,700 | 233,000 |
| リビア | 630,000 | 610,000 | 576,600 | 558,500 | 540,300 | 480,100 | 425,800 | 377,700 | 341,500 | 311,600 | 293,500 | 275,400 |
| リベリア | 750,000 | 730,000 | 688,400 | 667,100 | 645,700 | 574,300 | 510,300 | 452,800 | 410,100 | 374,100 | 352,700 | 331,400 |
| ルワンダ | 720,000 | 700,000 | 662,200 | 640,700 | 619,100 | 548,600 | 484,000 | 429,100 | 386,000 | 352,700 | 331,100 | 309,600 |
| レソト | 640,000 | 620,000 | 580,400 | 559,100 | 537,700 | 471,500 | 407,500 | 360,300 | 317,600 | 291,800 | 270,400 | 249,100 |

官 報 (号 外)

二 総領事館

外(号) 報 値

| | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|---|---|---|---|---|
| シカゴ デトロイト デンバー ニューオリンズ ニューヨーク ハガツニヤ ヒューストン ポートランド ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス エドモントン カルガリー トロント バンクーバー モントリオール | 520,000 520,000 500,000 520,000 620,000 550,000 520,000 500,000 570,000 570,000 520,000 520,000 520,000 570,000 600,000 600,000 570,000 | 483,100 483,100 483,100 483,100 531,500 531,500 483,100 463,000 483,100 531,500 531,500 483,100 463,000 483,100 555,600 555,600 555,600 | 463,000 402,600 402,600 402,600 442,900 442,900 402,600 402,600 42,900 42,900 42,900 42,900 42,900 42,900 463,000 463,000 463,000 | 402,600 342,200 342,200 342,200 376,500 376,500 342,200 342,200 342,200 376,500 332,200 302,000 302,000 302,000 302,000 302,000 | 342,200 302,000 302,000 302,000 332,200 332,200 287,900 287,900 287,900 287,900 287,900 287,900 287,900 302,000 302,000 302,000 | 302,000 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 261,700 | 261,700 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 241,600 | 241,600 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 221,400 | 221,400 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 201,300 | |
| 中南米 | | | | | | | | | | |
| クリチバ サンパウロ ペレン ボルトアレグレ マナウス リオデジャネイロ レスフェ リマ | 490,000 540,000 540,000 490,000 570,000 540,000 540,000 | 478,300 502,000 525,200 478,300 553,200 502,000 525,200 | 458,400 482,100 482,100 458,400 469,900 482,100 494,000 | 398,600 421,200 421,200 458,400 469,900 421,200 494,000 | 338,800 361,400 383,500 398,600 338,800 361,400 383,500 | 299,000 279,400 299,300 299,000 259,100 296,300 299,000 | 259,100 257,300 274,900 259,100 239,200 263,300 299,000 | 239,200 237,300 254,900 239,200 219,200 276,300 299,000 | 219,200 217,400 235,000 219,200 199,300 256,400 237,300 | 199,300 217,400 235,000 199,300 199,300 256,400 217,400 |
| 欧洲 | | | | | | | | | | |
| ミラノ エディンバラ ロンドン ジュネーブ バルセロナ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール | 630,000 590,000 590,000 590,000 600,000 610,000 610,000 610,000 610,000 580,000 | 584,500 574,900 574,900 570,100 584,500 565,200 565,200 565,200 565,200 587,100 | 560,200 551,000 551,000 546,400 560,200 541,700 541,700 541,700 541,700 467,000 | 487,100 479,100 479,100 475,100 487,100 471,000 471,000 471,000 471,000 467,000 | 414,000 407,200 407,200 403,800 414,000 400,400 400,400 400,400 400,400 397,000 | 365,300 359,300 359,300 356,300 365,300 353,300 353,300 353,300 353,300 | 292,300 311,400 311,400 308,800 316,600 306,200 306,200 306,200 306,200 | 267,900 287,500 287,500 285,100 292,300 282,600 282,600 282,600 282,600 | 243,600 263,500 263,500 261,300 267,900 259,100 259,100 259,100 259,100 | 243,600 221,500 221,500 221,500 243,600 221,400 235,500 235,500 235,500 |

(外) 召 韓

| 三 政府代表部 | | 号 別 | | | | | | | | | |
|---------|--|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 地 域 | 所 在 地 | 大 使 公 使 特 号 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | 7 号 | 8 号 | 9 号 |
| 北米 | ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関) | 680,000 | 590,000 | 553,600 | 531,500 | 509,300 | 442,900 | 376,500 | 332,200 | 287,900 | 265,700 |
| 歐州 | ヴィーン (在ヴィーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (歐州連合) | 640,000 | 620,000 | 578,800 | 555,600 | 532,500 | 463,000 | 393,600 | 347,300 | 301,000 | 277,800 |
| | | 700,000 | 650,000 | 608,900 | 584,500 | 560,200 | 487,100 | 414,000 | 365,300 | 316,600 | 292,300 |
| | | 760,000 | 640,000 | 593,900 | 570,100 | 546,400 | 475,100 | 403,800 | 356,300 | 308,800 | 285,100 |
| | | 660,000 | 640,000 | 593,900 | 570,100 | 546,400 | 475,100 | 403,800 | 356,300 | 308,800 | 285,100 |
| | | 720,000 | 630,000 | 583,800 | 560,400 | 537,100 | 467,000 | 397,000 | 350,300 | 303,600 | 280,200 |
| | | 650,000 | 630,000 | 583,800 | 560,400 | 537,100 | 467,000 | 397,000 | 350,300 | 303,600 | 280,200 |
| | | 730,000 | 640,000 | 593,900 | 570,100 | 546,400 | 475,100 | 403,800 | 356,300 | 308,800 | 285,100 |
| | | | | | | | | | | | 261,300 |
| | | | | | | | | | | | 237,600 |
| | | | | | | | | | | | 216,300 |
| | | | | | | | | | | | 204,700 |
| | | | | | | | | | | | 237,600 |

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

| 号 别 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | 7 号 | 8 号 | 9 号 | 10 号 | 11 号 | 12 号 | 13 号 | 14 号 | 15 号 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 手 当 额 | 562,700 | 540,700 | 518,700 | 496,700 | 474,700 | 452,700 | 430,700 | 408,700 | 386,700 | 364,700 | 342,700 | 320,700 | 298,700 | 276,700 | 254,700 |
| | 232,700 | 210,700 | 188,700 | 166,700 | 144,700 | | | | | | | | | | |

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一から別表第三までの改正規定中別表第一の二 総領事館の表欧洲の項中 在パリ日本国

総領事館 フランス パリ を削る。

附則第一項ただし書中「在チエンマイ及び在パリの各日本国総領事館に関する部分並びに」を「在外チエンマイ日本国総領事館に関する部分及び」に改める。

附 則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中「アルマティ」を「アスター」に改める部分並びに在重慶、在カンザスシティ、在エドモントン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定めること。

から施行する。

理由

在外公館として在重慶日本国総領事館等を新設し、これらの総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するほか、在外公館に勤務する外務公務員に支給する子女教育手当について加算される額の限度を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

5 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算について改定すること。

6 研修員手当の支給額を改定すること。

7 この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。ただし、「アルマティ」を「アスター」に改める部分並びに在重慶、在カンザスシティ、在エドモントン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十六年度一般会計予算外務省所管のなかに、約二億三千三百七十五万円が計上されている。

右報告する。

平成十六年三月十六日

外務委員長 米澤 隆

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に

勤務する外務公務員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律案に対する附帯決議

イラク戦争後の国家再建を支援するため、治安

が極めて不安定な中で外交活動を続けていた日本

人外交官二名が昨年の十一月二十九日、襲撃によ

り志半ばにして殺害されるという痛ましい事件が

あつた。戦後の復興支援のために生命を危険にさらしながら外交活動を続ける必要性は、冷戦後的新たな国際安全保障環境の中でますます増える傾向にあると指摘されている。わが国としても国際社会の責任ある一員としてこれを主体的かつ積極的に行うとの立場から、在外公館の警備をはじめとする危機管理体制の強化を怠がねばならない。

一方、外務省は、グローバル化する今日の国際社会にあつて、わが国の国益を踏まえた能動的かつ戦略的な外交を展開することが求められており、そのために機構改革を含む外務省改革を早期に実現しなければならない。

また、北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決は、国民の総意であると認識し、最優先課題として取り組む必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行にあたり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、外務省は、平和構築のための国際社会の取組に積極的に寄与できるよう、在外公館の警備をはじめとする危機管理体制の強化に全力で取組むこと。

二、外務省においては、国民の生命財産を守り、領土領海を守り、国益を守るために、日本外交の適切かつ効果的な力強い展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取組むこと。

三、わが国の深刻な財政事情並びに民間の厳しい諸情勢を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置

官 報 報 (号外)

を講ずること。

四、現下の厳しい国内情勢に鑑み、在外職員の在勤基本手当並びに諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。

五、日本海呼称問題に関する誤った対応を二度と繰り返さないために、在外公館における訓令に対する履行、履行状況の本省への報告等の確実な実行を確保すると共に、在外公館における日本海呼称履行への取組を徹底すること。

六、在外公館においては、犯罪・テロ対策など在

外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。

右決議する。

植物防疫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

植物防疫法の一部を改正する法律

右

国会に提出する。

植物防疫法の一部を改正する法律

右

国会に提出する。

植物防疫法 昭和二十五年法律五百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

国は、第二十三条第二項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付す

る。

附 則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月十七日

農林水産委員長 高木 義明
衆議院議長 河野 洋平殿

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

児童福祉法等の一部を改正する法律

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第六号の二中「及び」の下に「第四号の二並びに」を加える。

第五十一条第四号を次のように改める。

四 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

第五十一条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

第五十三条中「第二号まで」の下に「及び第六号の二」を、「第一号」の下に「第四号」を加える。

第五十五条中「第四号」を「第四号の二」に改める。

三 本案施行に伴う予算措置
本案施行に伴う予算措置

植物防疫法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十六年三月十八日 衆議院会議録第十六号

源化される額は、平成十六年度、おおむね五億七千万円と見込まれている。

右報告する。

平成十六年三月十七日

農林水産委員長 高木 義明
衆議院議長 河野 洋平殿

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

児童福祉法等の一部を改正する法律

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十七条中「市町村長」の下に「特別区の区長を含むもの」とし、「当該市町村」の下に「(特別区を含む。)」を加える。

第二十九条の二を削る。

第三十条第一項中「市町村長」の下に「(市町村長が

第八条第四項中「費用」の下に「(市町村長が

第十八条第四項中「費用」の下に「(市町村長が

第十九条第一項の規定により支給する児童手当の

事務の処理に必要な費用を除く。)」を加える。

第十九条第二項を削る。

附則第六条第二項中「第十九条第一項」を「第

十九条」に、「費用及び当該給付の事務の処理に要する費用」を「費用」に、「予想総額及び当該給付の事務の処理に要する費用の見込額の合算額」を「予想総額」に改める。

附則第七条第四項及び第八条第四項中「第十

九条第一項」を「第十九条」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第五条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

に若しくは第四号の二」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第二条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項を削り、同条第二項中「介護納付金」を「介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)」に改め、同項を同条とする。

第三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項を削り、同条第二項中「介護納付金」を「介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)」に改め、同項を同条とする。

第四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第七条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第一百二十六条を次のように改める。

第一百二十六条 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度に予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十一条の二の規定に基づく交付金の交付については、な

お従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十四号中「経費」の下に「(地方公共団体の設置する保育所における保育の実施(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施をいう。)に要する経費を除く。)」を加え、同条第十六号中「国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行並びに」を削る。

理 由

平成十六年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、地方公共団体の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用等を国庫負担等の対象外とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、地方の権限と責任を大幅に拡大し、真に住民に必要な行政サービスを地方自治体が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築を図るため、地方公共団体の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用等を国庫負担等の対象外とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 児童福祉法の一部改正
(一) 都道府県及び市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、国庫負担の対象外とすること。
(二) 市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、都道府県の負担の対象外とすること。
2 国民健康保険法等の一部改正
(一) 市町村における介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用について、国庫負担の対象外とすること。

この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。

3 施行期日

この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

平成十六年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、地方公共団体の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用等を

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第二条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「経費等」を「経費」に改め、同条中「次の各号に掲げるもの」を「公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の給料その他他の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)及び報酬等に要する経費」に改め、同条各号を削る。

(検討)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、第一条及び第二条の規定に基づく措置については、公立の義務教育諸学校(義務教育費国庫負担法第二条に規定する義務教育諸学校をいう。)並びに公立の養護学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に關する平成十八年度末までの

第二条の見出し中「給与」の下に「退職手当」を加え、同条第三号を削る。

(義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。)

第一条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

(検討)

国会に提出する。

(施行期日)

平成十六年二月十七日

(検討)

第一條 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、第一条及び第二条の規定に基づく措置については、公立の義務教育諸学校(義務教育費国庫負担法第二条に規定する義務教育

諸学校をいう。)並びに公立の養護学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に關する平成十八年度末までの検討の状況並びに社会経済情勢の変化を勘案

(二)

都道府県及び市町村における児童扶養手

2 (一) 都道府県における児童扶養手当の額は、平成十六年において、約二千百六十二億円と見込まれている。

右報告する。

平成十六年三月十七日

厚生労働委員長 衛藤 明一
衆議院議長 河野 洋平殿

右

平成十六年二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法及び第二条の規定による改正後の公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成十五年度以前の年度に係る経費につき平成十六年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

[第十条第一号及び第三十四条第一項第四号中「給与」の下に「退職手当」を加える。]

理由

平成十六年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外とするが、この法律案を提出する理由である。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十六年度における国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る退職手当に要する経費及

び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 義務教育費国庫負担法の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

2 公立養護学校整備特別措置法の一部改正

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

3 施行期日等

(一) この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。

平成十六年三月十七日
衆議院議長 河野 洋平殿
文部科学委員長 池坊 保子
議院運営委員長 武部 勤
提出者
右の議案を提出する。
平成十六年三月十八日

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う国庫負担金の一般財源化額は、平成十六年度において、一千三百九億円と見込まれている。

右報告する。

九十を乗じて得た額とする。

附 則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成十七年三月三十一日までの間、引き続き現行の削減措置を継続することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成十七年三月三十一日までの間、引き続き現行の削減措置を継続することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(一) 政府は、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外とする措置については、これら教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に關する平成十八年度までの検討の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までの間は、それぞれ特別職の職員の給与に關する法律及び二千五百日本國際博覽会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に關する法律別表第一に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、國務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の次第である。

官 報 (号外)

第三種郵便物認可日
明治二十五年三月三十一日

平成十六年三月十八日 衆議院議録第十六号

四八

発行所
二東京一〇五番地
独立行政法人國立印刷局
〒105-0002
虎ノ門二丁目
四四二番地
電話
03(3587)4294
定価
(本体
1110円)